

**広島市教育委員会事務
点検・評価報告書**

**平成 27 年 9 月
広島市教育委員会**

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 教育委員会の概要

1 教育委員会事務局・教育機関組織図	2
2 広島市立学校の児童生徒数等	3

III 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

重 ア 耐震化・空調設備整備の推進	4
イ 学校の一般整備（施設）	6
ウ 教育の情報化の推進	7
エ 学校の適正配置等	10

(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用	12
イ 教員の健康管理	15
ウ 教員の服務管理	18

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施	20
イ 校内研修・自己研修支援	23
ウ 英語教員海外派遣研修	24

(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 就学事務	26
イ 就学援助	28
ウ 私立幼稚園就園奨励費	30
エ 市立幼稚園授業料の減免	31

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重 (ア) 学力の向上	32
(イ) 徳育の充実	35
(ウ) 体力の向上	38

重 (エ) 平和教育の推進

(オ) 文化芸術教育の推進	43
(カ) 多様な教育の推進	45
(キ) 少人数教育の推進	48

イ 魅力ある高校づくりの推進	49
----------------	----

ウ 幼児教育の推進	53
-----------	----

エ 生徒指導に関すること

重	(ア) いじめ・不登校等対策の推進	55
オ 特別支援教育に関すること		
(ア) 特別支援教育の充実	59	
(イ) 特別支援学校における教育の充実	64	
(ウ) 就学・教育相談	67	
カ 開かれた学校づくり	69	
(6) 教科書等の取扱いに関すること		
ア 教科書等の取扱い	71	
(7) 保健・衛生等に関すること		
ア 学校保健の推進に関すること		
(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	72	
(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	74	
(ウ) AED の設置	76	
イ 子どもの安全対策の推進に関すること		
(ア) 学校事故の防止	78	
(イ) 通学時の事件・事故の防止	80	
(ウ) 災害時の安全確保	83	
ウ 安全でおいしい給食の推進	85	
エ 食育の推進	89	
(8) 私立学校の振興に関すること		
ア 私学助成	92	
2 青少年の育成に関する事務		
(1) 青少年の健全育成等に関すること		
ア 放課後等の子どもの居場所の確保	93	
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	96	
重 ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	99	
エ 青少年総合相談センターにおける支援	101	
オ 地域団体等の活動の支援	102	
カ 青少年教育施設の管理運営等	103	
キ ひきこもりがちな青少年への支援	106	
ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	107	
3 その他の主な事務		
(1) 調査統計及び広報に関すること		
ア 調査統計	109	
イ 広報	111	

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	112
(2) その他の主な活動	117
2 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害における教育委員会事務局の対応	119

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすこととする。

(2) 対象期間

平成 26 年度とする。

(3) 対象事務

ア 点検・評価の項目

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務
(教育委員会において管理・執行している事務に限る。)

(イ) 地方自治法に基づいて市長から補助執行を受け、教育委員会において管理・執行している事務

イ 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 前年度における課題等

(ウ) 平成 26 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価

(オ) 課題及び課題への対応

ウ 重点取組項目

平成 26 年度の重点取組項目としては、平成 25 年度と同様に、(ア) 予算を重点的に配分している取組項目として「耐震化・空調設備整備の推進」、(イ) 教育の基本である取組項目として「学力の向上」、(ウ) 本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、(エ) 子どもの命を守る観点からの取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、(オ) 青少年を取り巻く大きな社会問題への対応のための取組項目として「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進」の 5 項目を選定する。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

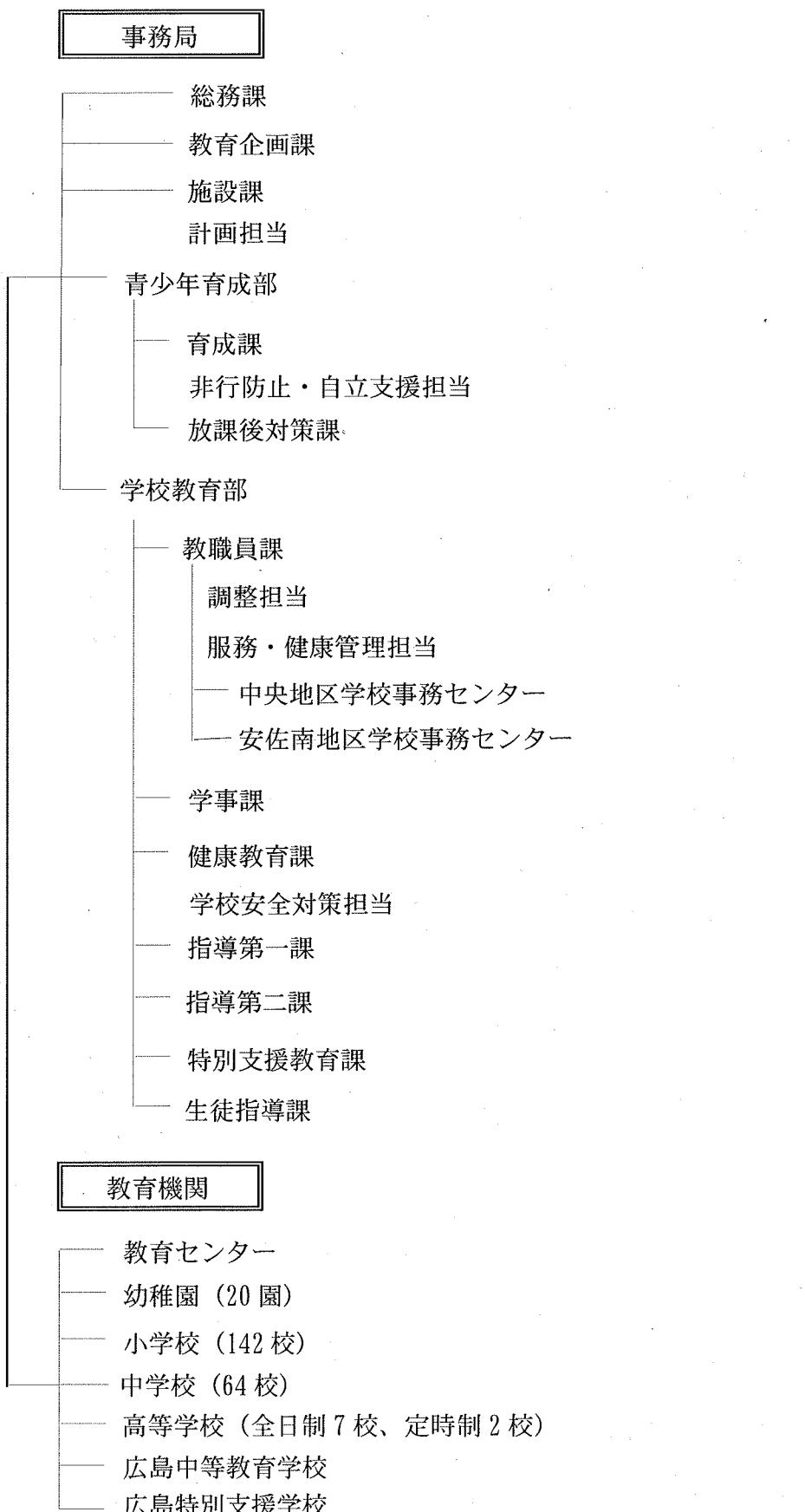
平成 27 年 8 月 5 日（水）に、学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 古賀 一博 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授

II 教育委員会の概要

1 教育委員会事務局・教育機関組織図（平成 26 年 4 月 1 日現在）



2 広島市立学校の児童生徒数等（平成 26 年 5 月 1 日現在）

校種	児童生徒数	学校数
幼稚園	1,347 人	20 園
小学校	65,410 人	142 校
中学校	29,009 人	64 校
高等学校（全日制）	5,608 人	7 校
高等学校（定時制）	334 人	2 校
中等教育学校	118 人	1 校
特別支援学校（小学部）	96 人	1 校
特別支援学校（中学部）	100 人	
特別支援学校（高等部）	261 人	
計	102,283 人	237 園・校

III 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

重

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎の耐震化に取り組んでいる。

耐震化については、平成 30 年度末までに完了する計画で進めていたが、平成 23 年 3 月の地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、平成 27 年度末までに完了する計画に前倒しして進めている。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて空調設備の整備に取り組んでいる。

整備については、耐震化の前倒しに合わせて、平成 27 年度末までに完了する計画で進めている。

第2 前年度における課題等

耐震化計画を前倒ししたことにより、年度ごとの耐震化工事棟数が増加し、空調設備の整備計画を前倒ししたことにより、年度ごとの事業量が増加したため、平成 27 年度末までに完了するよう、事業の進行管理を適切に行う必要がある。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

1 学校校舎の耐震化

新たに 41 園校 55 棟の実施設計、40 園校 73 棟の耐震化工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区分		平成 26 年度 計画		平成 26 年度 実績	
耐震化	立案	2 園校	2 棟	4 園校	8 棟
	実施設計	40 園校	54 棟	41 園校	55 棟
	工事	45 園校	79 棟	40 園校	73 棟

2 空調設備整備の推進

新たに 70 園校の実施設計、22 園校の整備工事に着手した。

(参考) 計画及び実績

区分		平成 26 年度 計画		平成 26 年度 実績	
空調設備整備	実施設計	71 園校		70 園校	
	工事	50 園校		22 園校	

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 学校校舎の耐震化

入札不調等により、45 園校 79 棟の耐震化工事の発注計画に対し、発注実績は 40 園校 73 棟であったが、平成 26 年度に 24 園校 41 棟の耐震化が完了し、平成 26 年度末までに 111 園校 195 棟の耐震化が完了しており、屋内運動場を含めた学校施設の耐震化率は、前年度比 5.8 ポイント増加の 85.2% となった。

その結果、学校生活における児童生徒の安全性をより向上させることができた。

2 空調設備整備の推進

国庫補助内示の遅れ等により、50 園校の空調設備整備工事の発注計画に対し、発注実績は 22 園校であったが、平成 26 年度に 22 園校の整備が完了し、平成 26 年度末までに 117 園校の整備が完了しており、整備率は前年度比 10.6 ポイント増加の 52.2% となった。

その結果、幼稚園、小・中学校における良好な教育環境を拡大させることができた。

第 5 課題及び課題への対応

学校校舎の耐震化については入札不調等により、空調設備整備についても学校校舎の耐震化の遅れの影響等により、計画どおりの執行が難しい状況が生じている。

事業を確実に執行するため、引き続き、関係部署と協力し、事業の進行管理を適切に行い、事業の早期完了に取り組んでいく。

(参考) 耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区分	~平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率
耐震化(291 棟)	棟 16	% 59.5	棟 19	% 62.2	棟 52	% 70.0	棟 67	% 79.4	棟 41	% 85.2	棟 96	% 99.0
空調設備整備 (217 園校)	箇 18	% 10.3	箇 10	% 14.6	箇 31	% 28.5	箇 29	% 41.6	箇 22	% 52.2	箇 105	% 99.1

1 耐震化欄の 291 棟は耐震化計画の耐震化工事対象棟数である。また、耐震化率は、年度末時点における、耐震化の対象とされている校舎及び屋内運動場の全棟数（平成 27 年 3 月時点で 698 棟）に対する耐震性を有する棟数の割合であり、大手町商業高校と似島学園小・中学校の 7 棟を除く 691 棟の耐震化が、平成 27 年度末に完了する計画としている。

2 空調設備整備欄の 217 園校は整備計画の設置工事対象園校数である。また、空調整備率は、年度末時点における、空調設備整備対象園校数（平成 27 年 3 月時点で 224 園校）に対する整備済園校数の割合であり、似島学園小・中学校の 2 校を除く 222 園校の整備が、平成 27 年度末に完了する計画としている。

イ 学校の一般整備（施設）

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後30年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や水道管の破損、雨漏り、破損ガラスの取替などの修繕、身障者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

第2 前年度における課題等

学校施設の老朽化は今後も進行し、その対策には事業量及び事業費が膨大となるため、計画的な対策が必要である。

このため、学校施設の老朽化対策については、構造部材の耐震化完了後に計画的な対策が実施できるよう、中長期的な整備計画の策定に取り組む必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

小学校1,655件、中学校806件、高等学校181件、特別支援学校19件、幼稚園87件の合計2,748件、総額11億3,397万9千円の改修や修繕を実施するとともに、中長期的な整備計画の策定に向けて、国の動向、他都市の先進的な取組状況等について情報収集を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

学校からの整備要望に対し、緊急性や危険度を勘案しながら優先度の高い外壁改修や屋上防水などから順次取り組み、施設の安全性を確保することができた。

また、今後の中長期的な整備計画の策定に向けて、収集した情報を整理するとともに、計画策定に必要なデータを得るための構造体の耐久性やライフラインの劣化状況等の現状調査費を予算化することができた。

第5 課題及び課題への対応

平成27年1月に学校校舎の天井裏のコンクリート片の落下事故が発生するなど、学校施設の老朽化は今後も進行し、これへの対策には事業量及び事業費が膨大となる。

こういった学校施設の老朽化対策については、構造部材の耐震化完了後に計画的な対策が実施できるよう、今年度、構造体の耐久性やライフラインの劣化状況等の現状調査を行い、中長期的な整備計画の策定に引き続き取り組む。

ウ 教育の情報化の推進

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 前年度における課題等

1 情報ネットワークシステムの運用管理

グループウェア及び校務支援システムの利用促進を一層図るため、ヘルプデスク対応やFAQ(よくある質問：Frequently Asked Questions の略語)・マニュアルの充実など、システムの操作方法の習得に係るサポート方策を検討・実施する必要がある。

また、システムの利便性向上を図るため、運用を検討するとともに、現行の情報ネットワークシステムの契約が平成28年8月末で満了するため、更新の準備を行う必要があり、関係課との調整を踏まえ、情報ネットワークシステムの機能について整理・検討する必要がある。

2 学校教育ICT化支援

(1) 教科指導におけるICT活用

小・中学校の授業におけるICT活用の課題などを分析した上で、その活用を促進するため、デジタル教材の段階的な導入などを検討する必要がある。

また、藤の木小学校を「授業改善推進校」に指定し、ICTを効果的に活用したわかりやすい授業づくりを推進するための指導方法について継続的に研究するとともに、その成果を、公開研究会、実践発表会、研修等を通じて他校にも普及させる必要がある。

(2) 学校支援活動

学校のニーズに応じたICTを活用した授業の相談や支援については、今後も継続して「大学生による学校支援活動」や地域人材の活用による取組の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

(1) 操作方法のサポートとして、FAQの充実や、マニュアルの補足説明を情報ネットワークシステムの掲示板への掲載などを行った。

(2) 情報ネットワークシステムの機能について、平成26年1月に教職員に対して実施したアンケート調査の結果を整理し、次期調査に向けての検討を行った。

2 学校教育ICT化支援

(1) 教科指導におけるICT活用

平成26年7月に小・中学校の教員を対象とした「平成26年度 授業でのICT利活用についての実態調査」を実施し、ICT活用の課題などを分析した。その結果を踏まえ、平成27年度からの全小学校への算数科デジタル教科書の導入に向け、検討を行った。

また、引き続き、藤の木小学校を「授業改善推進校」に指定し、ICTを活用した指導方法について実践研究を行った。そして、その成果を、公開研究会、実践発表会などを実施して、他校へ普及した。

(2) 学校支援活動

各小・中学校が希望する具体的な支援内容を集約し、ホームページに掲載することで、学生

の興味や適性に合った学校で支援活動が行われる様にした。また、「大学生による学校支援活動」協定大学の担当者及び支援活動受入校の学校長を対象とした連絡協議会を実施し、成果や課題について協議した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 情報ネットワークシステムの運用管理

- (1) 操作方法のサポートの充実、運用上の工夫の取組を実施することができた。
- (2) 情報ネットワークシステムの機能について検討を行い、更新の準備を進めることができた。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

「平成 26 年度 授業での ICT 利活用についての実態調査」の結果に見られた「授業のための教材の事前準備に時間がかかる」「授業にすぐ使えるソフトウェア、コンテンツ（教材、素材）が少ない」という課題を改善するための一つの方策として、平成 27 年度の全小学校への算数科デジタル教科書の導入に係る予算を確保することができた。

また、藤の木小学校において、ICT を活用した指導方法について実践研究を行い、その成果を他校にも普及させることができた。

(2) 学校支援活動

ICT 利活用に係る具体的な支援内容を集約しホームページに掲載したことや「大学生による学校支援活動」協定大学との連携等により、大学生及び地域のボランティアによる支援を小・中学校 41 校に対して実施することができた。

第5 課題及び課題への対応

1 情報ネットワークシステムの運用管理

- (1) グループウェア及び校務支援システムの活用を一層図るため、引き続き、ヘルプデスク対応や FAQ の充実、マニュアルの補足説明など、システムの操作方法の習得に係るサポートを充実させるとともに、運用の効率化を図る。
- (2) 現行の情報ネットワークシステムの契約が平成 28 年 8 月末で満了するため、関係課との調整を踏まえ、次期情報ネットワークシステムの機能について決定する必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

「平成 26 年度 授業での ICT 利活用についての実態調査」における主要な課題について、対応する必要がある。

(1) 教科指導における ICT 活用

小学校においては、算数科デジタル教科書の操作方法、授業での具体的な活用方法を教員に習得させる取組を実施する必要がある。また、小学校算数科デジタル教科書の導入に係る成果の検証を踏まえて、今後のデジタル教科書等の導入について検討する必要がある。

引き続き、藤の木小学校ほか数校を「授業改善推進校」に指定し、継続的に実践研究を進めるとともに、その成果を他校に普及させる。また、平成 22 年度に国の予算で整備した藤の木小学校の ICT 機器が更新時期を迎えることから、今後の本市全体の教育の情報化の推進と併せて、同校の環境整備についても検討していく必要がある。

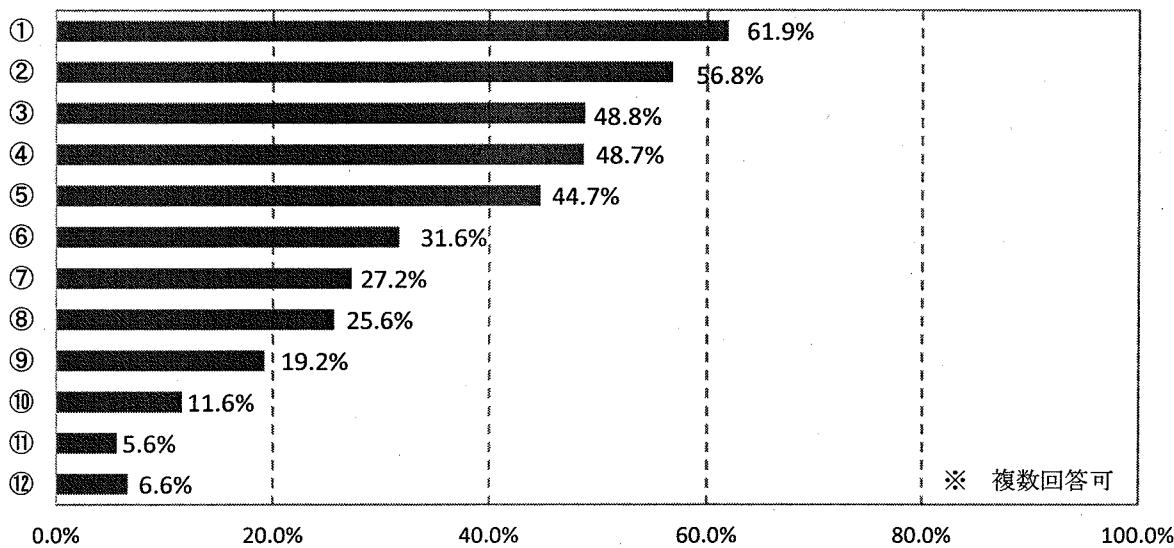
(2) 学校支援活動

学校のニーズに応じた ICT を活用した授業の相談や支援については、今後も継続して「大学生による学校支援活動」や地域人材の活用による取組の充実を図る必要がある。

(参考) 平成 26 年度 授業での ICT 利活用についての実態調査

(広島市教育委員会事務局 平成 26 年 7 月実施)

ICT 機器を利活用した授業をする上での課題(小学校)



- ① 授業のための教材の事前準備に時間がかかる。 ⑦ 校内 LAN（通信回線）の速度が遅い。
- ② 日々の業務で忙しく、新しいことを試す余裕がない。 ⑧ 生徒用のタブレット端末が整備されていない。
- ③ 授業にすぐ使えるソフトウェア、コンテンツ（教材、素材）が少ない。 ⑨ ICT 機器は使えるが、授業での利活用方法がわからない。
- ④ 授業中、ICT 機器のトラブルなどで、余計な時間がかかる。 ⑩ ICT を用いた授業の効果を実感できない、又は知らない。
- ⑤ 既設の ICT 機器と連携できる電子黒板、プロジェクターなどが不足している。 ⑪ 特に課題だと考えられることはない。
- ⑥ ICT 機器自体をうまく使えない。 ⑫ その他

工 学校の適正配置等

第1 事務の目的・概要

1 幼稚園

次世代の子どもたちを心身ともに健やかに育む幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」(平成22年3月策定)に基づき、幼稚園の適正配置などに取り組む。

2 小・中学校

小学校の児童数はピーク時(昭和57年度)の61%、中学校の生徒数はピーク時(昭和62年度)の57%にまで減少し、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に応えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進することを目的に、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 幼稚園

阿戸幼稚園の認定こども園化に向け、こども未来局等と協議・調整をしながら、必要な準備を行う。

2 小・中学校

学校統合検討対象校の保護者や地域住民に対し適正配置の必要性を丁寧に説明するとともに、地元からいただいた意見、要望、提案等を踏まえて対応を協議、検討する必要がある。

また、学校統合は地域の活性化とも関わりがあることから、市長部局とも連携して全庁横断的に地域活性化策などの検討を行う。

これらを受けて、地元のおおむねの同意を得て、順次、適正配置を具体化していく必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 幼稚園

「広島市立幼稚園の今後の方向性」に基づき、平成26年度末に1園(阿戸幼稚園)を閉園した。また、阿戸幼稚園の認定こども園化にあたり、カリキュラム検討等、教育内容の充実について、こども未来局と協議・調整を行った。

2 小・中学校

小河内小学校については、統合校の教育環境、通学方法、放課後の居場所づくりについて地域住民等と協議するとともに関係機関等との調整を行い、飯室小学校との統廃合を実施した。また、地域活性化のための跡施設活用について、地域が組織した「小河内小学校跡地利用検討委員会」と意見交換を行った。

また、小河内小学校と久地小学校の児童に、集団の中で授業を体験してもらうため、飯室小学校との交流授業を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 幼稚園

「広島市立幼稚園の今後の方向性」に基づき、阿戸幼稚園を閉園した。また、こども未来局との連携により、本市が初めて設置する保育所型認定こども園開園に向けて円滑な事務を行った。平成27年4月1日、保育所型の阿戸認定こども園が開園した。

2 小・中学校

地域住民や関係機関等と連携して新しい統合校の教育環境や通学方法、放課後の居場所づくりに対する準備を行い、遗漏なく小河内小学校と飯室小学校の統廃合を行うことができた。

地域活性化のための小河内小学校の跡施設活用については、地域との意見交換の結果、引き続き検討することとなった。

第5 課題及び課題への対応

1 小・中学校

地域活性化のための小河内小学校の跡施設活用について、地域が主体に行う活用方策の策定に対して関係部局と連携して支援を行う必要がある。

また、広島市立小・中学校適正配置計画（素案）は平成22年1月に作成後、一定期間が経過しており、平成27年1月に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、教育環境の向上と地域の活性化の両面から、関係部局と連携しながら、素案の見直しを検討する。

1 学校教育に関する事務
(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（小学校、中学校、特別支援学校の県費負担の教員定数については、広島県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会と共同で実施している。

第2 前年度における課題等

教諭の欠員補充として配置している臨時の任用教諭が、平成 24 年度に比べて 20 人増加しているため、引き続き本務者の増員に努める必要がある。

また、教諭の年齢構成が、平成 25 年度は、前年度に比べ 0.2 歳若年化しており、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

1 教員の配置

市立学校に配置した教員の本務者数は、全校種を合計すると、5,186 人（幼稚園 64 人、小学校 3,026 人、中学校 1,524 人、高等学校 412 人、中等教育学校 7 人、特別支援学校 153 人）で、平成 25 年度と同数である。

○ 教員数（本務者）（平成 26 年 5 月 1 日現在）

（人）

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		計	
園長・校長	19*	—	140	—	62	—	8*	—	—	—	1	—	230	
副園長・教頭	3*	—	—	148	—	66	—	12*	—	1	—	2	232	
部主事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3	
主幹教諭	—	—	56	—	29	—	3*	—	—	—	—	—	88	
指導教諭	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—	1	—	4	
教諭	42*	—	2,520	—	1,301	—	363*	—	5	—	141	—	4,372	
養護教諭	—	—	142	—	63	—	9*	—	1	—	2	—	217	
栄養教諭	—	—	18	—	2	—	—	—	—	—	1	—	21	
実習助手	—	—	—	—	—	—	17*	—	—	—	2*	—	19	
計	県費	64*	—	3,026	3,026	1,524	1,524	412*	—	7	7	153	151	5,186
	市費	64*	—	—	—	—	—	412*	—	—	—	2*	2*	478*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

2 教員の新規採用

平成 26 年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、259 人（幼稚園 2 人、小学校 163 人、中学校 70 人、高等学校 15 人、特別支援学校 9 人）で、平成 25 年度に比べて 48 人の増となった。

○ 教員の新規採用者数（平成 26 年度）

(人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	
教諭	2*	156	67	15*	8	248	
養護教諭	—	7	3	—	1	11	
実習助手	—	—	—	—	—	—	
計	県費 2*	市費 2*	163 —	70 —	15* 15*	9 —	259 17*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

第4 管理・執行状況に関する評価

1 教諭の欠員補充

教諭の定数に対して、本務者数が不足する場合は、欠員補充として臨時の任用教諭を配置している。平成 26 年度の臨時の任用教諭の配置数は、全校種を合計すると 312 人（幼稚園 12 人、小学校 113 人、中学校 124 人、高等学校 27 人、特別支援学校 36 人）で、平成 25 年度に比べて 3 人増加しているため、本務者の増員に努める必要がある。

2 教諭の年齢構成

教諭の平均年齢は、全校種を平均すると 43.4 歳（幼稚園 46.0 歳、小学校 42.0 歳、中学校 44.5 歳、高等学校 48.4 歳、特別支援学校 45.2 歳）で、年齢構成が 40 歳代後半から 50 歳代に偏在している。平成 26 年度は、前年度に比べ 0.5 歳若年化しているが、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

第5 課題及び課題への対応

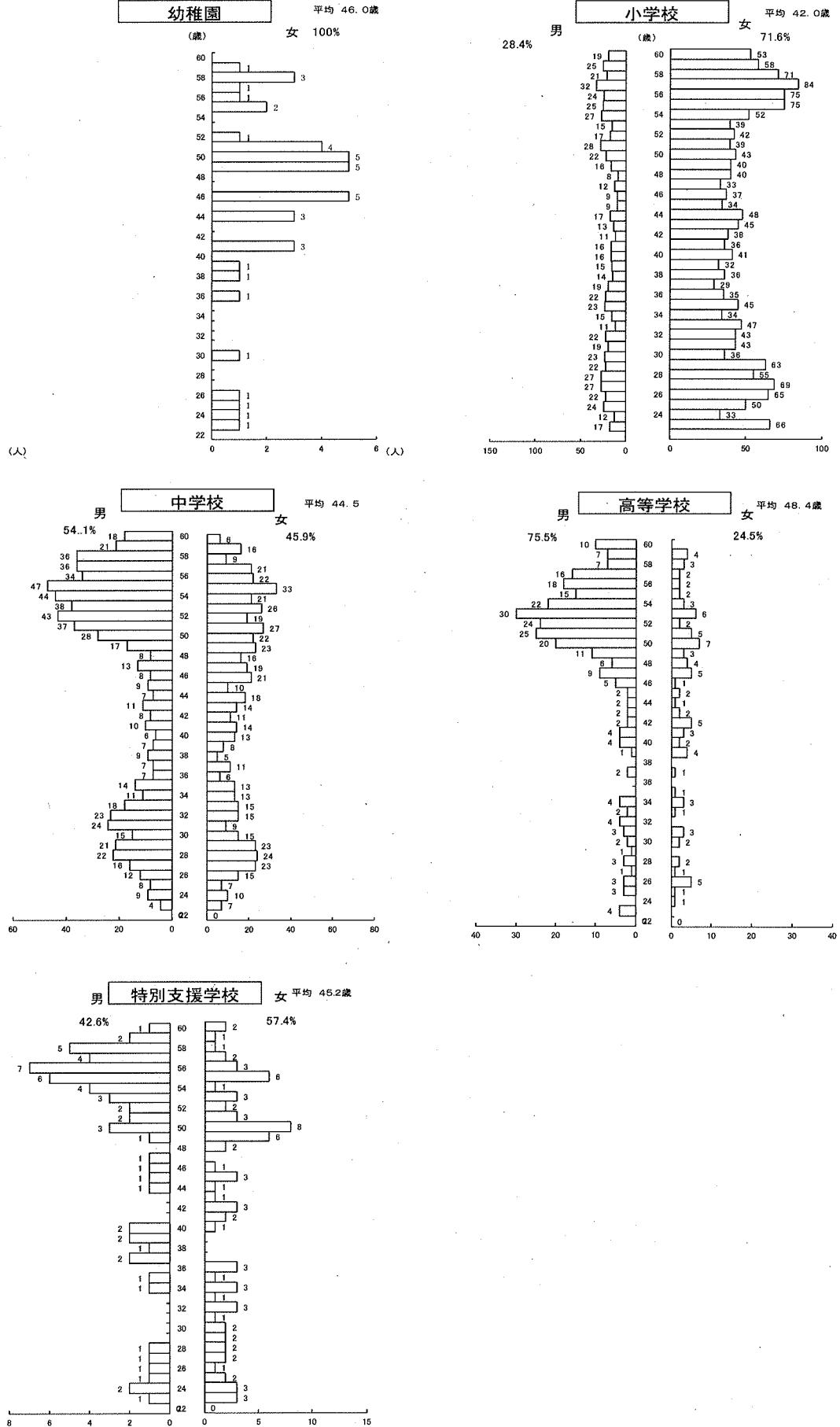
教諭の欠員数の減少や年齢構成の偏在の改善に向け、平成 29 年度の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲を踏まえ、本市独自の教員採用計画について検討を進める。

(参考) 教員の新規採用者数の推移

(人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚園	—	2	2	2	2
小学校	151	133	146	119	163
中学校	78	64	71	72	70
高等学校	8	10	4	11	15
特別支援学校	4	4	6	7	9
計	241	213	229	211	259

(参考) 平成 26 年度 各校種別年齢構成 (教諭) (年齢は平成 27 年 3 月 31 日現在)



イ 教員の健康管理

第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 前年度における課題等

1 健康診断について

対象者全員に定期健康診断を受診させる必要がある。

2 安全衛生管理体制について

各学校において衛生委員会（衛生委員会に準ずる組織）を毎月開催し、教職員が協力し合って安全衛生、健康管理等について調査審議し、改善に向けた取り組みを行う必要がある。

3 メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス不調、精神疾患の減少に向け未然防止対策、早期発見、再発予防に重点を置いた対策を実施する必要がある。

4 入校・退校時刻の記録について

所属長から教員の入校・退校時刻の記録を報告させているが、在校時間が長時間になっている傾向があるため、この記録を教員の健康管理に向けて有効に活用できるようにする必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力、結核検査、尿検査を実施し、35歳以上の者等には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲検査を実施し、休職等やむを得ない理由の者以外は全ての教員が受診した。この結果を踏まえ、各学校の教職員保健管理担当医が個々の教員と面談し、保健指導等を行うとともに、指導区分の決定を行った。

なお、教職員保健管理担当医から「要再検査」とされた教員については、確実に再検査等を受診させるよう校長会等を通じて働きかけ、疾病予防に努めた。

2 安全衛生管理体制について

各学校において衛生委員会（衛生委員会に準ずる組織）を開催し、健康管理、安全衛生に関する調査審議を行った。平成25年度に比べ、年間の平均開催回数が増加した。

(参考) 卫生委員会等開催回数（幼・小・中・高・特別支援学校の1校当たりの平均。職場巡回を除く。）(回)

区分	平成25年度	平成26年度
衛生委員会 （※教職員数50人以上の学校 28校）	9.3	11.3
衛生委員会に準ずる組織 （※教職員数50人未満の学校 207校）	6.6	7.4

3 メンタルヘルス対策について

(1) ストレスチェックの実施、新規採用教員に対する心の健康サポート、各学校の衛生委員会等の活性化などメンタルヘルス対策の取組を一層充実するために、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応、相談しやすい環境づくりなどを柱とする「教職員メンタルヘルス対策実施計画〔第2次〕」を平成26年4月に策定した。

- (2) 全学校でストレスチェックを行い、教員自らのストレス状況について気づきを促し、個々のストレスの軽減を図るとともに、検査結果から見られる各学校のストレス状況が改善できるよう、校長、教頭を対象に職場環境改善研修を実施した。
 - (3) メンタルヘルス不調の未然防止のため、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催した。
 - (4) 教員の心の悩みに対応するため、「こころの健康相談室」において相談員や専門医による相談や指導助言を行った。
- 4 入校・退校時刻の記録について
- 教員の健康管理のため有効に活用できるように、入校・退校時刻の記録について、各教員が入力時に月の累積時間を把握するとともに、管理職が所属教員の月の累積時間の状況を確認できるシステムへの変更を研究した。

第4 管理・執行状況に関する評価

- 1 健康診断について
- ほとんど全ての教員が健康診断を受診し、事業の目的を達成できた。
- 2 安全衛生管理体制について
- 各学校における衛生委員会等の開催回数が増加しており、管理職と教職員が協力し合って教職員の安全衛生、健康管理等について調査審議する体制づくりが進んだ。
- 3 メンタルヘルス対策について
- 平成26年度の精神疾患による教員の病気休職者は55人で昨年度と比べて7人増え、病気休職者のうち精神疾患による者の割合は63.2%となり昨年度と比べて8.7%増えた。
このため、新たに策定した「教職員メンタルヘルス対策実施計画〔第2次〕」に基づくメンタルヘルス対策の取組の充実を図る必要がある。
- 4 入校・退校時刻の記録
- 平成27年度当初から、各教員が入力時に月の累積時間を把握し、管理職が所属教員の月の累積時間の状況を確認できる新システムを実施できる体制を整えた。

第5 課題及び課題への対応

- 1 健康診断について
- 対象者全員が健康診断を受診し健康管理ができるよう引き続き働きかける。
- 2 安全衛生管理体制について
- 各学校の衛生委員会等を毎月開催するよう管理職が取り組むことを働きかけるとともに、メンタルヘルス対策としての職場環境改善について審議するなど内容を一層充実する必要がある。
このため、平成27年度においても、管理職を対象とした職場環境改善研修を実施する。
- 3 メンタルヘルス対策について
- メンタルヘルス不調、精神疾患の減少に向け、その要因を分析するとともに、結果に基づいた未然防止対策、早期発見、再発予防に取り組む必要がある。
このため、ストレスチェックを継続実施し、その結果に基づき、健康リスクの高い学校を訪問して状況把握及び改善点を指摘する。また、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催する。

さらに、自分を取り巻く環境が著しく変化することにより、特に心身のストレスが大きいと考えられる新規採用教員及び個人面談を希望する教員に対して、臨床心理士等による面談を実施する。

(参考) 病気休職者の状況

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
病気休職者 (A)	81 人	81 人	79 人	88 人	87 人
うち精神疾患による者 (B)	48 人	55 人	43 人	48 人	55 人
精神疾患による者の割合 (B/A)	59.3%	67.9%	54.4%	54.5%	63.2%
(参考: 全国) 精神疾患による者の割合 (文部科学省)	62.4%	61.7%	59.5%	60.4%	未公表

4 入校・退校時刻の記録について

毎月、各学校から記録を提出させ、速やかに在校時間が長時間となっている学校や教員の状況を把握・分析し、必要に応じて職場環境の改善を図るよう管理職に働きかける。

また、記録システムについては、先進的な取組について調査を行い、健康管理等に活かせる方法を研究する。

ウ 教員の服務管理

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 前年度における課題等

教員の不祥事の根絶に向け引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

このため、教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別の研修の充実に努める。

また、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示するとともに、教職員を対象とした服務研修会において、体罰やセクシャル・ハラスメントなどの具体的な事例をもとに、ロールプレイやグループワークを取り入れた研修を行うなど、研修内容や方法の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

教員の服務規律の確保を図るために、次の取組を行った。

- 1 校内に設置した「服務管理委員会」を活用し、校内研修の充実を図った。
- 2 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で服務研修を計画的に実施した。
- 3 各校に設置した「ふれあい相談窓口」を活用し、児童生徒及び保護者への相談体制の強化を図るように指示した。
- 4 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。
- 5 服務研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」の改訂版を作成し、各教員に配布した。

第4 管理・執行状況に関する評価

平成26年度の懲戒処分者数は5人であり、不祥事根絶に向けて引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

第5 課題及び課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等研修に加え、事務処理に関する研修の充実に努める。また、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示するとともに、教職員を対象とした服務研修会において、改訂した「教職員の服務規律のために」の指導資料や直近の具体的な事例を通して教員の倫理観の向上を図る。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
免職	0	1	2	1	1
停職	1	1	0	2	1
減給	0	0	1	1	1
戒告	2	1	1	1	2
計	3	3	4	5	5

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 前年度における課題等

初任者研修については、今後も、教員の大量採用が続く中、4月当初、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう研修内容の充実・強化を図るとともに、各学校における若手教員育成のための校内指導体制づくりを支援する必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

初任者研修や10年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、ひろしま型カリキュラム、ICT活用等の教育課題や教科指導等に係る研修、教育活動や学校運営を推進する人材を育成することを目的とした学校づくりのための人材育成研修、管理職や教務主任等の職務に応じた研修を年間にわたりて105講座開設し実施した。また、各研修の実施に当たっては、研修ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートにより、その達成状況を把握した。主な研修の実施状況は次のとおりである。

1 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的としている。

具体的には、生徒指導、人権教育、特別支援教育など緊要な教育課題について理解を図るための研修、学習指導に係る学習指導案の作成や授業研究及び実地指導など実習・演習を取り入れた実践的な指導力の向上を図る研修、さらには、グループによる課題解決を通して自己理解を深めるとともに人間関係調整力を高めることをねらいとした宿泊研修等を実施した。初任者研修には対象者243名（小152、中66、高14、特9、幼2）が受講した。

また、4月当初、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう、喫緊の課題である子ども理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を、採用前研修として実施するとともに、若手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、校内における若手教員の支援体制づくりに係る事例集を作成し、管理職を対象とした連絡協議会を実施した。

2 10年経験者研修

10年経験者を対象として、個々の能力、適正等に応じて、教員としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施している。

具体的には、これまでの教職経験を振り返らせるとともに、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるため、組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、授業研究に係る研修を位置づけ実施している。10年経験者研修には47名（小38、中8、特1）が受講した。

3 学校づくりのための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくりのための人材育成研修(教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修)を実施した。教育活動推進リーダー育成研修には27名(小15、中10、高1、特1)が、学校運営推進リーダー育成研修には44名(幼1、小22、中17、高3、特1)が受講した。

4 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任副園長・教頭研修、経験2年次副園長・教頭研修、経験3年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメント、人材育成、学校運営上の課題解決等に係る研修を実施した(受講者数は次のとおり。)。

＜管理職研修受講者数＞ (人)

研修名	受講者数
新任副園長・教頭研修	38(幼1、小25、中9、高1、特2)
経験2年次副園長・教頭研修	39(小21、中15、高2、特1)
経験3年次副園長・教頭研修	37(幼1、小22、中9、高5)
新任園長・校長研修	27(幼4、小15、中7、高1)
経験3年次園長・校長研修	34(幼4、小16、中10、高4)

第4 管理・執行状況に関する評価

- 初任者研修については、教育センター等での研修、指導教員を中心とした校内における研修及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。
- 10年経験者研修については、学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容を取り入れたことで、個々の力量の伸張を図るだけでなく、これからの中堅リーダーとしての自覚を持たせることができた。
- 学校づくりのための人材育成研修については、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。
- 管理職研修については、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深めることができた。特に、新任副園長・教頭研修、2年次副園長・教頭研修、新任園長・校長研修については、年間を通して研修を行い、各園・学校の実態を踏まえ教職員の協働性を生み出す学校づくり、人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、所属園・校における実践をもとにふり返りを行うインターバル研修を実施することで、学校運営上の課題解決に資するものとなった。
- 研修内容を活用したいと思った受講者の割合は96.0%で、目標値の90%以上を上回ることができた。
〔
 - ・初任者研修 95.2%
 - ・学校づくりのための人材育成研修 93.0%
 - ・10年経験者研修 97.6%
 - ・管理職研修 98.3%〕

第5 課題及び課題への対応

- 初任者研修については、今後も大量採用が続くことから、校内指導体制の一層の充実とともに、一層効率的で効果的な研修となるよう、教育センターで一斉に実施した方が効果がある

もの、在勤校で実践的に研修を実施した方が効果があるものという観点から、研修内容の見直しを行う。

また、初任者研修から 10 年経験者研修までの経験年次研修が各学校における人材育成と有機的に機能するよう、10 年経験者までに育成すべき資質能力を学校と共有化するとともに、校内研修の一層の充実を図るための支援をする必要がある。

イ 校内研修・自己研修支援

第1 事務の目的・概要

校内授業研究の活性化を目指して、教育センター指導主事が、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言を行う。

また、教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 前年度における課題等

1 校内研修支援

実施校と連携して「授業研究の充実に係る研究」を引き続き実施し、研修支援プランの検証を行ふとともに、教育委員会関係課と連携を密にし、研究成果の普及・啓発を図る。

2 自己研修支援

若手教員のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた少人数の研修を実施するなど、より魅力的な自己研修の場となるよう更なる内容の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 校内研修支援

8校（小学校4校、中学校4校）の校内研修に対して、年間を通して校内授業研究・授業協議会の事前・事後指導、改善点や今後の方向づけ等、授業研究推進上の課題に対する指導・助言を行った。また、実施校と連携し、「授業研究の充実に係る研究」を継続して行い授業研究活性化に向けた研修支援プランの改善と事例を具体化し、研究成果の普及・啓発を図るためパンフレットにまとめた。

2 自己研修支援

土曜開館の利用実績を踏まえ、年間8回土曜日に教育センターを開館した。また、若手教員のニーズを考慮して、外部講師を招へいした教育セミナーを開催したり、指導主事が教育実践上の課題に対する指導・助言を行ったりして、自己研修を支援した。

第4 管理・執行状況に関する評価

- 1 校内研修支援については、自校の校内授業研究が改善されたと感じた受講者の割合は93.3%で、目標の90%を上回ることができた。
- 2 自己研修支援については、教育セミナーに延べ98人、教育研究会等の自主的な13グループ延べ407人、指導主事への相談等に延べ52人、合計延べ557人の利用があった。

第5 課題及び課題への対応

- 1 校内研修支援については、実施校と連携して「授業研究の充実に係る研究」を引き続き実施し、研修支援プランの検証と事例の蓄積を行い、教育委員会関係課と連携し、研究の成果を学校指導に生かす必要がある。
- 2 教員の大量採用が続いている中、今後も若手教員の資質能力の向上が必要なことから、引き続き、土曜開館等の自己研修支援が若手教員の自主的な研究推進につながるよう、実施日数、内容等の更なる工夫・改善を図る必要がある。

ウ 英語教員海外派遣研修

第1 事務の目的・概要

英語運用能力や実践的指導力などの英語指導力の向上を図るため、中学校の英語教員を英語指導法に優れている海外の研修機関等に派遣している。

第2 前年度における課題等

1 シンガポール留学研修

大学の研修領域等の再編成のため、平成26年度以降シンガポール国立大学エクステンション（NEX）での研修が継続できなくなったため、代替施設を探す必要がある。

このため、平成26年度から、シンガポール国立大学エクステンション（NEX）の代替として、韓国大邱広域市にある英語を母国語としない英語教員を対象とした語学研修施設「UCCセンター」で研修を継続する。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

今後さらに研修を充実させるため、派遣教員による授業実施回数や現地英語教員との協議時間を拡大する必要がある。

このため、平成26年度は、韓国大邱広域市教育庁と協議し、研修校を2校にするとともに、授業回数や現地教員との協議時間の拡充を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 UCCセンター留学研修

韓国大邱広域市の語学研修施設「UCCセンター」へ夏季休業中、15名の中学校外国語科教員を派遣し、英語の授業方法に関する講義の受講や韓国の中学生を対象とした模擬授業を通して、英語運用能力や実践的な指導力を育成する研修を実施した。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

韓国大邱広域市の2校の中学校へ5月に、3名の中学校外国語科教員を派遣し、現地の英語教員との合同の授業や協議を通して、英語で授業を行うための実践的な指導力を育成する研修を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 UCCセンター留学研修

研修前後に実施したTOEICの点数が上昇し、派遣教員の読解力、リスニング力の向上が見られた。また、研修後の授業では、教員が多様な英語表現を用いて授業を進め、生徒が英語で自分の気持ちを話したり聞いたりして表現する活動の充実が図られている。

2 韩国大邱広域市への派遣研修

現地の英語教員との合同授業や事前の協議等を通して、明確な指示や発問の仕方などの実践的指導力を身に付けることができるようになった。

平成22年度から、試行を含め、シンガポール（UCCセンター）留学研修及び韓国大邱広域市への派遣研修へ計85名を派遣しており、帰国後、派遣教員は、授業研究会を実施したり、教育センターの講師を務めたりするなど、本市の英語教育の推進に寄与している。

第5 課題及び課題への対応

1 UCCセンター留学研修

研修内容をより一層充実させる必要があるため、「UCCセンター」との連絡調整を綿密に行っていく。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

UCCセンターの研修で、英語で授業を行うための実践的な指導力を育成することができることとなった。

このため、平成27年度からは、「UCCセンター」の研修と一体的に行うこととした。

1 学校教育に関する事務
(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 就学事務

第1 事務の目的・概要

児童生徒の就学事務について、学校教育法等に基づき次のような事務を行っている。

1 学齢簿の編製

本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒の就学の状況を管理・把握するため、学齢簿を編製している。

学齢簿は、住民基本台帳に基づき作成し、転居や指定学校変更、区域外就学等により記載内容に変更を生じたときは必要な加除修正を行っている。

2 入学期日・指定学校の通知

学齢に達する者の保護者に対して入学期日と指定学校を通知している。転入等により新たに学齢簿に記載された場合にも、同様に通知を行っている。

また、相当の理由があると認めたときは、保護者の申出により指定学校を変更し、保護者及び学校長へ通知している。

3 区域外就学等の就学事務

学齢簿に記載された児童生徒が本市立学校以外へ就学する場合は、その市町村教育委員会と協議するなど区域外就学の事務を行っている。

その他、住所異動に伴う転学、外国籍児童生徒の就学、特別支援教育が必要な者の就学、就学義務の猶予・免除、居所不明者の就学状況把握等の事務を行っている。

4 通学区域の弹力的運用(中学校における隣接校・行政区域内校選択制)

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成17年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制(以下「中学校選択制」という。)を導入している。

5 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、自然環境に恵まれた学校(筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校)を学区を超えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動を特色とした教育を行っている。

第2 前年度における課題等

- 1 中学校選択制については、引き続き、各中学校の教育目標や特色などについて保護者や児童への情報提供が必要である。
- 2 いきいき体験オープンスクールについては、児童生徒を確保し、本制度の趣旨を踏まえた活動が実施できるよう、パンフレットやポスターの配布時期及びホームページへの掲載時期を早めるなど、効果的な広報活動を行う必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

- 1 市立の小・中学校及び特別支援学校(小学部・中学部)の平成26年5月1日現在の児童生徒数は、小学校6万5,410人、中学校2万9,009人、特別支援学校196人の合計9万4,615人で、

国・県・私立の小・中学校、区域外就学等を合わせて約 10 万 2,400 人に係る就学事務を処理した。

- 2 中学校選択制については、平成 27 年度新入生 9,603 人のうち、この制度の希望申請者数は 1,174 人（12.2%）で、入学した生徒は 528 人（5.5%）であった。

（参考）中学校選択制の実施状況

（人）

入学年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新入学生数	9,778	9,904	9,606	9,684	9,696	9,603
希望申請者数	1,211	1,292	1,241	1,217	1,170	1,174
入学者数	600	645	594	540	561	528

- 3 いきいき体験オーブンスクールにより、平成 27 年度に入学又は転入学した児童生徒は、筒瀬小学校 9 人（うち転入学 0 人）、似島小学校 7 人（うち転入学 3 人）、似島中学校 11 人（うち転入学 0 人）であった。

指定校 3 校においては、栽培活動や海洋カヌー体験、庄原市立高野中学校との交流など恵まれた自然環境と小規模校の特徴を生かした体験活動を通して、児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心など豊かな人間性を育む教育実践を行った。

- 4 平成 26 年 2 月から新システムを導入し、学齢簿を電算化した。新システムでは住民基本台帳と連携し、児童生徒の異動情報を月 2 回更新している。

第 4 管理・執行状況に関する評価

- 1 中学校選択制については、導入時（平成 17 年度）から毎年度、希望申請書を提出した児童とその保護者を対象にアンケート調査を実施している。その結果、希望申請した理由の上位は、「通学しやすさ」、「部活動」、「教育活動」となっており、中学校を選択できるようになったことについては、約 8 割の児童・保護者が「中学校で行われる教育活動や行事への関心が高まった。」と肯定的に捉えている。引き続き、各中学校の教育目標や特色などについて保護者や児童への情報提供が必要である。
- 2 いきいき体験オーブンスクールについては、恵まれた自然環境や地域とのつながりを生かした体験活動を通して、児童生徒相互や地域住民との間に豊かなふれあいが生まれ、自然を愛する心や他人を思いやる心などが育まれている。一方、本制度の趣旨を踏まえた活動を継続していく上で、児童生徒の確保を図っていく必要がある。
- 3 学齢簿の電算化により児童生徒の在籍校や異動履歴等の確認が容易になったため、学籍整理の事務負担が軽減した。また、住民基本台帳と連携したことにより、住民登録地や住所異動情報等を迅速かつ的確に把握することが可能となり、より適正な事務処理を行えるようになった。

第 5 課題及び課題への対応

- 1 中学校選択制については、各中学校において特色ある学校づくりを進めるなど信頼される学校づくりを行うとともに、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックの作成・配布や学校説明会の実施により、中学校へ進学する児童・保護者へ情報提供を行う。
- 2 いきいき体験オーブンスクールについては、小・中連携教育やまちぐるみで児童生徒を育む教育活動を推進するとともに、児童生徒を確保するため、パンフレットやポスターの配布時期及びホームページへの掲載等の時期を 7 月に早め、年間を通して効果的な広報活動を行えるようにする。

イ 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、経済的理由によって就学に支障をきたさないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度である。

なお、平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象としている。

第2 前年度における課題等

社会経済状況の影響を受ける面が大きい中、必要な事業費を確保していく必要がある。

事務処理の面では、各学校及び学事課で約3万人の情報入力帳票作成を手書きで行うなど、紙ベースで認定及び支給事務を行っているため、事務の負担が大きい。

第3 平成26年度における管理・執行状況

平成24年度までは、厳しい経済情勢を反映し、受給者数・受給率・支給額が年々増加してきたが、平成25年度以降は減少傾向となり、平成26年度は受給者数29,026人、受給率28.6%、支給額19億7,311万円と、ほぼ平成23年度と同じ水準となった。

また、平成26年度は、住民基本台帳や市民税等のシステムと連携し、保護者負担を軽減する取組を行った。

(参考) 就学援助の受給者数等

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み)
受給者数	広島市立	25,293人	26,647人	28,883人	29,081人	29,245人	29,032人	28,599人
	国立・県立・私立	—	—	353人	440人	455人	444人	427人
	合 計	25,293人	26,647人	29,236人	29,521人	29,700人	29,476人	29,026人
受給率	広島市立	26.3%	27.7%	30.2%	30.4%	30.7%	30.7%	30.3%
	国立・県立・私立	—	—	5.1%	6.0%	6.3%	6.4%	6.2%
	合 計	26.3%	27.7%	28.4%	28.7%	29.0%	29.0%	28.6%
支給額	広島市立	16億4,622万円	17億7,408万円	19億4,251万円	19億5,703万円	19億8,578万円	19億5,909万円	19億5,370万円
	国立・県立・私立	—	—	1,485万円	1,923万円	1,942万円	1,979万円	1,941万円
	合 計	16億4,622万円	17億7,408万円	19億5,736万円	19億7,626万円	20億 520万円	19億7,888万円	19億7,311万円

第4 管理・執行状況に関する評価

平成26年7月から新システムの運用を開始して市税情報や住民基本台帳情報と連動したことにより、添付書類を省略し保護者負担を軽減するとともに、より適正な事務処理が行えるようになった。

一方、市税の改定に合わせた認定審査が必要となったこと等により、事務が複雑化し増大した。

第5 課題及び課題への対応

就学援助制度は、児童生徒の就学環境を確保する上で重要な制度であり、今後も引き続き適切な援助に努める必要がある。

そのため、新システムを更に有効に活用しながら、事務負担の軽減と適正かつ効率的な事務処理を進めていく。

ウ 私立幼稚園就園奨励費

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 前年度における課題等

幼稚園教育無償化に向けて段階的に取り組む国に合わせて、平成25年度から小学校1年生から3年生の兄姉のいない世帯の第3子以降に対して所得制限を撤廃し対象を拡充するとともに、補助単価を増額したため、事業費や市費負担が増加しており、その確保が課題である。

第3 平成26年度における管理・執行状況

平成26年度は、対象者14,914人に対し、17億6,969万7千円を補助した（うち国庫補助4億3,566万7千円）。

また、住民基本台帳や市民税等のシステムと連携し、保護者負担を軽減する取組を行った。

（参考）私立幼稚園奨励費の決算額等

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (決算見込み)
決算額 ()内は 国庫補助額	12億3,035万3千円 (2億6,080万4千円)	12億4,878万1千円 (2億7,860万7千円)	12億2,548万3千円 (2億8,001万9千円)	12億9,459万5千円 (3億1,405万3千円)	17億6,969万7千円 (4億3,566万7千円)
対象人数	13,819人	13,846人	13,823人	14,018人	14,914人

第4 管理・執行状況に関する評価

平成26年7月から新システムの運用を開始して市税情報や住民基本台帳情報と連動したことにより、添付書類を省略し保護者負担を軽減するとともに、より適正な事務処理が行えるようになった。

一方、対象の拡充や補助単価の増額等により、事業費や市費負担の増加、事務量の増大が生じている。

第5 課題及び課題への対応

私立幼稚園就園奨励費制度は、保護者の負担軽減等を図る上で重要な制度であり、今後も国の制度との均衡を図りながら可能な限り予算の確保に努める。

また、新システムを更に有効に活用しながら、事務負担の軽減と適正かつ効率的な事務処理を進めていく。

工 市立幼稚園授業料の減免

第1 事務の目的・概要

市立幼稚園授業料として月額 8,800 円（定額）を徴収することとする一方、幼稚園教育に係る保護者負担の軽減を図るため、市内に居住し市立幼稚園に幼児を通園させている保護者のうち、経済困窮等の事情により授業料の支弁が困難と認められる者又は休園中の者に対して、授業料を減免する制度である。

なお、平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度へ移行したことに伴い、世帯の所得状況等に応じた授業料制度としている。

第2 前年度における課題等

国の幼稚園就園奨励補助制度の対象世帯の拡充に伴い、減免となる者への周知を図るとともに、申請に係る添付書類を減らすなど保護者の負担軽減を図る必要がある。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

平成 26 年度は、兄姉等がいる世帯を減免する際の所得要件を緩和したこと等により、減免の対象者数が大幅に増加した。

また、住民基本台帳や市民税等のシステムと連携し、保護者負担を軽減する取り組みを行うとともに、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度への移行に向け、現行の減免制度を反映した授業料制度等について検討を行った。

（参考）市立幼稚園授業料の減免の状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (決算見込み)
減免者数	123 人	117 人	113 人	105 人	94 人	640 人
減免率	7.4%	7.2%	7.1%	7.1%	6.8%	48%
減免額	789 万 7,600 円	825 万 400 円	856 万 5,600 円	737 万 7,200 円	709 万 5,600 円	3,176 万円

第4 管理・執行状況に関する評価

国の幼稚園就園奨励補助制度の対象世帯拡充等により、市立幼稚園授業料の保護者負担の軽減は図れたが、減免対象世帯が増加したため事務負担は増大した。

また、子ども・子育て支援新制度に対応する授業料制度の運用などについて、引き続き検討していく必要がある。

第5 課題及び課題への対応

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度へ移行し、世帯の所得状況等に応じた授業料制度となったことから、今後は新たな授業料制度の適切な運用に努める。

1 学校教育に関する事務

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科を実施する。

第2 前年度における課題等

1 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、定着していると考えられる。

一方、正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすため、小・中学校が連携し、学習指導と生徒指導の両面から、引き続き実践的な研究を実施する必要がある。

2 「言語・数理運用科」の実施

児童生徒が「言語・数理運用科」の学習に意欲的に取り組めるようにするために、教師の授業力の向上と、地域、児童生徒の実態等に応じた学習指導計画、副読本等の改訂作業を進める必要がある。

3 小学校「英語科」の実施

中学校入学時において、小学校英語科の学習内容を踏まえた効果的な指導が十分に行われていない状況が見られるため、指導内容、指導方法について小中連携を図る必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究主題を設定して小中合同の研究会や研修会を行った。また、「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」として3中学校区を指定し、知識・技能の定着や、学習習慣の定着を図るための実践研究を行った。

2 「言語・数理運用科」の実施

教師の授業力を向上させるため、「言語・数理運用科」の研修を継続実施するとともに、授業改善推進校を小学校1校、中学校2校指定し、実践研究を行い、その成果を公開研究会、実践発

表会を通して全小・中学校に普及した。

また、「ひろしま型カリキュラム学習指導計画改訂委員会（言語・数理部会）」を設置し、言語・数理運用科の更なる充実に向けて、学習指導案の改訂、副読本の改訂、新単元の開発を行つた。

3 小学校「英語科」の実施

英語科の指導内容や指導方法について、小中連携を図る必要があるため、「ひろしま型カリキュラム学習指導計画改訂委員会（英語科・外国語科部会）」を設置し、小学校英語科と中学校英語科の内容の系統の見直しを行つた。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、定着していると考えられる。

一方、正答率30%未満の児童生徒の割合については、小学校では、国語科で1ポイント減少し、算数科で0.9ポイント増加している。中学校では、国語科で0.5ポイント増加し、数学科で0.5ポイント減少している。

(参考) 全国学力・学習状況調査における各教科のA問題の平均正答率（平成25・26年度実施）

小学校 (%)				中学校 (%)					
教科	国語		算数		教科	国語		数学	
	H25	H26	H25	H26		H25	H26	H25	H26
市	63.8	76.4	77.9	79.2	市	75.6	79.0	63.7	66.9
県	65.8	75.9	79.2	80.7	県	76.7	80.1	64.8	68.4
国	62.7	72.9	77.2	78.1	国	76.4	79.4	63.7	67.4

(参考) 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合（平成25・26年度実施）

				(%)
教科	国語		算数・数学	
	H25	H26	H25	H26
小学校	4.0	3.0	1.1	2.0
中学校	2.0	2.5	8.9	8.4

2 「言語・数理運用科」の実施

児童が必要な情報を取り出し、思考・判断し、目的に応じて表現するという学習活動が定着してきた。思考力・判断力・表現力を育成するための授業のあり方について教師の意識も高まり、各教科の授業改善も進んでいる。また、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう教材等の改訂作業を進め、新単元の開発や学習指導案集等の改訂をすることができた。

3 小学校「英語科」の実施

小学校6年生の15分授業において、「話す」「聞く」活動に加えて、「書く」活動を年間9回取り入れた授業指導資料を作成することができた。

第5 課題及び課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすため、各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させるとともに、「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」として指定している3中学校区の取組の成果を全小・中学校へ普及する必要がある。

2 「言語・数理運用科」の実施

改訂した学習指導案、副読本等を活用し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を更に充実させる。また、今後の中央教育審議会での審議内容（アクティブラーニングに代表される学習・指導方法のあり方、評価方法のあり方等）を踏まえ、新学習指導要領に対応した言語・数理運用科のあり方を検討する必要がある。

3 小学校「英語科」の実施

作成した授業指導資料を活用し、小学校英語科と中学校英語科の接続を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上を目指す。また、今後の中央教育審議会での審議内容（英語教育のあり方）を踏まえ、新学習指導要領に対応した英語科のあり方を検討する必要がある。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育成するため、道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、人権教育を推進する。

第2 前年度における課題等

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

今後、思いやりや生命尊重などの視点からの道徳教材を新たに開発する必要がある。

このため、郷土の先人や実在している人物の生き方や考え方につれて、生死の問題や人間としてよりよく生きることの意味を深く考えることができる教材を開発する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

今後、意見交流の効果的な方法について、各学校へ普及する必要がある。

このため、講話後の意見交流の充実に向け、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において普及する。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

今後、各学校におけるボランティア活動の取組を充実、拡大させる必要がある。

このため、ボランティア活動の効果的な取組事例や成果を校長会において普及する。

(4) 体験活動の実施

今後、更なる体験活動の充実を図るため、取組内容や活動の様子、実践研究の成果等を普及する必要がある。

このため、推進校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

今後も、取組を継続するとともに、家庭への発信を充実させる必要がある。

このため、家庭との連携の充実に向け、保護者向けリーフレットやホームページ等で保護者への啓発に取り組む。

2 人権教育の推進

今後、優れた取組の事例や成果について各学校へ普及する必要がある。

このため、各学校における人権教育の一層の充実を図るため、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において普及する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

道徳教育実践研究校を指定し、郷土の先人を扱った新たな教材の開発を行うとともに、実践研究校において検証授業を実施した。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

小学校142校、中学校64校、特別支援学校1校において、外部講師（心の先生）を招へいし、児童生徒の豊かな心をはぐくむことをテーマとした道徳授業を公開し、その内容について、

児童生徒や保護者・地域住民が意見交換を行った。

また、優れた取組の事例や成果について、校長会で情報提供を行い、講話後の意見交流の充実を図った。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

ボランティア活動の取組事例や成果を校長会において普及した。

また、規範性や社会貢献の心をはぐくむボランティア活動等への生徒の積極的な参加を促し、活動への意欲を喚起するため、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループ 51 校、153 件に対して「広島グッドチャレンジ賞」を贈呈した。

(参考) 受賞者数等及び受賞校数の推移

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受賞者数等	54 件	55 件	70 件	89 件	121 件	153 件
受賞校数	28 校	30 校	31 校	39 校	49 校	51 校

(4) 体験活動の実施

幼稚園 4 園、小学校 75 校、中学校 6 校、特別支援学校 1 校が、感動体験推進事業の推進校として、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を実施し、活動内容や成果を各学校のホームページ等で発信した。

また、小学校 33 校が、「山・海・島」体験活動推進事業の推進校として、日常とは異なる環境の中で、3 泊 4 日の集団宿泊活動を実施し、その成果等を各学校へ普及した。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

起床・就寝時刻や家庭学習の時間等を児童生徒がチェックできる「生活リズムカレンダー」を全学校に配布し、保護者の協力のもとで「全校一斉『生活リズムカレンダー』活用月間」を実施した。

また、広島市 PTA 協議会等と連携を通して、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10 オフ運動”）を実施した。

さらに、基本的な生活習慣の定着を図るために、ホームページで「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について広報した。

2 人権教育の推進

幼稚園長・小・中・高等学校長、各園・学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を 1 回開催するとともに、広島市学校人権教育研究推進中学校区 1 中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校 2 校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究し、その成果等を公開研究会や報告書等により各学校へ普及するとともに、校長会等で紹介した。

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

研修会を通して、規範性をはぐくむためのプログラムの内容や具体的な活用方法等を交流することで、教員の授業力の向上が図られている。

また、郷土の先人の生き方を題材にした道徳教材を、小学校 3 教材、中学校 4 教材、新たに作成することができた。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講話や生徒、保護者、地域住民の世代を超えた意見交流を通して、

命の大切さや思いやり等について深く考えることができた。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の表彰が励みとなり、生徒自らが社会や地域への貢献に進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されており、表彰数が増えている。

(4) 体験活動の実施

地域の人々や児童生徒相互、自然との関わり合いの中で、幼児・児童生徒が学ぶ楽しさや成就感を実感するとともに、お互いを思いやる心や生命を尊重する態度を身に付けることができている。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

各学校では、家庭との連携のもと、幼児児童生徒の実態に応じて、「生活リズムカレンダー」を効果的に活用し、生活習慣の改善に取り組もうとする意欲や態度が醸成されている。

2 人権教育の推進

研究推進校において、授業をはじめ、教育活動全体を通じて、一人一人の人権が大切にされる指導方法の改善が図られており、「基礎・基本」定着状況調査における、児童生徒質問紙調査の「自分のよさは、まわりの人から認められていると思います。」の肯定的回答の割合が前年度より増加するなど、生徒の自尊感情が向上している。

第5 課題及び課題への対応

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

道徳教育実践研究校において、開発した教材や問題解決的な授業づくりの実践研究の内容について、全市立小・中学校に普及させる必要がある。

このため、引き続き、開発した教材の検証授業を、実践研究校において行い、授業公開を通して、その成果を普及させるとともに、開発した教材等を全市立小・中学校に配布する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講演会後の意見交流の活性化を図る必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果をまとめた資料を作成し、校長会や研修会等で配布する。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

更なる体験活動の充実を図るため、引き続き、推進校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

携帯電話やスマートフォンの使用に関する取組を進める必要があるため、引き続き、広島市PTA協議会等との連携を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、SNSに関わるトラブルを未然に防止する体制を構築する。

2 人権教育の推進

今後とも、優れた取組の事例や成果について各学校へ普及する必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において発信する。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

子どもが主体的に体力向上に取り組むために有効であることから、「体力アップ認定証」の中学校への導入を検討する必要がある。

このため、生徒が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるよう「体力アップ認定証」の中学校への交付を検討する。

(2) 有効な事例を普及するための取組

「新体力テスト」で課題のある、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「持久走」の改善を図る必要がある。

このため、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「持久走」の改善を図るために、運動事例集及びその内容の動画を収録したDVDを活用した指導方法を研修会等で普及する。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

学校が希望する競技種目の選手との日程調整が難しい状況がある。

このため、「トップス広島」をはじめとする派遣団体等と連携し、指導者の確保及び日程調整に努め、本事業の一層の充実を図る。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況がある。

このため、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の確保に努め、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めるよう、今後も引き続き、本事業の一層の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

各小学校において、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするために、「体力アップハンドブック」の配布や、「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付を行った。

また、「体力アップ認定証」の中学校へ導入に向け、発達段階に応じた交付基準となるよう大学教授や教科研究会と連携し、検討を行った。

(2) 有効な事例を普及するための取組

ア 課題となっている運動種目の改善に向けて、運動事例集及びその内容の動画を収録した

DVD の指導方法を研修会等で普及した。

イ 体力向上の取組がより計画的・継続的に実施できるよう、各学校に、課題となっている運動種目ごとに重点的な取組内容を示した「体力つくり推進計画書」を作成・実施するよう指導・助言した。

ウ 体育科・保健体育科の授業における指導力の向上を図るため、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施した。

エ 体力向上推進校 8 校（小学校 4 校、中学校 4 校）において、体育科・保健体育科の授業改善に関する実践研究を行い、その成果を公開研究会や実践発表会を通じて各学校に普及した。

オ 体力向上推進校における取組の効果を検証し、その成果を報告書にまとめ、全小・中学校に配布した。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

サンフレッソ広島や広島東洋カープをはじめとする「トップス広島」と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の日程調整を行い、「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を小学校 91 校に招へいし、実技指導を受けた。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の確保に努め、中学校 48 校の運動部に、地域のスポーツ経験者など専門的な指導者 64 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

市立高等学校 7 校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた指導者 7 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

小学校においては、「体力アップ認定証」と「体力優秀賞」を、中学校においては、「体力優秀賞」を交付することにより、児童生徒が自らの体力に関心をもち、体力向上への意欲を高めることができた。

中学校については、交付基準の検討に時間を要し、「体力優秀賞」を交付することができなかつた。

(2) 有効な事例を普及するための取組

推進校による実践研究や実技研修会等を実施することで、各学校で効果的な取組が行われ、「新体力テスト」における平成 26 年度の本市平均値が、事業開始年度である平成 21 年度の本市平均値と比べ同じか、上回っている種目の割合が、小学校 72.9%、中学校 77.8% になるなど、全体的に改善の傾向が見られる。

中学校の「持久走」については、全体的に改善が図られた。小学校の「ソフトボール投げ」については、依然として課題となっている。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

児童にとって、卓越したプレーやスポーツへの姿勢や考え方につれて触れる機会となり、運動への

興味・関心を高めることができた。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

顧問教諭の指導力の向上が図られており、生徒の活動意欲や技能も向上も見られた。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

個に応じた指導により、生徒の活動意欲が高まるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上も見られた。

第5 課題及び課題への対応

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

生徒が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるよう「体力アップ認定証」を中学生に交付する必要がある。

このため、平成27年度からは、生徒の意欲の向上に向け、中学生に「体力アップ認定証」を交付する。

(2) 有効な事例を普及するための取組

小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「握力」の改善を図る必要がある。

このため、平成27年度は、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「握力」の改善に向けて、実技研修会等を実施するとともに、引き続き、運動事例集及びその内容の動画を収録したDVDを活用した指導方法を研修会等で普及する。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

できるだけ多くの学校に指導者を派遣する必要がある。

このため、平成27年度は、より多くの学校に指導者を派遣できるよう、指導者を派遣できなかつた学校に対し、二次募集を行う。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況があるため、引き続き、指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

引き続き、生徒の意欲や技能、体力を高めができるよう、本事業の一層の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聞く会や、平和を考える集い等を開催する。

第2 前年度における課題等

1 平和教育プログラムの推進

平和教育プログラムに基づいた平和教育を各学校で計画的かつ系統的に実施できるよう、学習計画や指導方法等についての研修を行うなど、更なる普及・啓発を行う必要がある。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聞く会の講師の確保が次第に難しくなっているため、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聞く会の開催趣旨等の周知に引き続き取り組む必要がある。

3 平和を考える集い等の開催

全学年において地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き平和記念日の意義を理解させるための取組を推進する必要がある。

4 こどもピースサミットの実施

本事業の充実を図るため、引き続き、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める必要がある。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

子どもたちの平和意識の高揚を図るため、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの実施

学習内容や指導方法等の改善・充実を図るため、実践協力校（小学校4校、中学校2校、高等学校1校）において悉皆の授業公開及び実践発表を行った。

2 被爆体験を聞く会等の開催

市立学校132校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聞く会等を開催した。また、被爆体験者2名の証言を映像記録としてDVDを作成した。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

4 こどもピースサミットの実施

年度始めに校長会で本事業の取組を周知し、市内の小学校が平和についての意見作文に取り組み、「平和の歌声・意見発表会」を経て、児童の代表2名が平和記念式典での「平和への誓い」を発信した。「平和への誓い」を広島市ホームページに掲載した。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

市立中学校1校、高等学校3校、1団体（広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（3団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 平和教育プログラムの推進

全学校の教員が研修に参加し、学習計画や指導方法等について理解を深めるとともに、各学校において平和教育プログラムに基づいた平和教育が、計画的かつ系統的に行われるよう普及・啓発を図ることができた。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆体験者の話をもとに戦時中の生活の様子や被爆の実相などの理解を深めることができた。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等を考慮し、8月6日を中心として平和を考える集い等を実施しており、各学校における平和教育の取組の充実が図られている。

4 こどもピースサミットの実施

校長会で周知し、6年生が在籍する全ての市立小学校が平和についての意見作文に取り組み、平和への意識の高揚を図ることができた。

(参考) 意見作文に取り組む小学校の実施率の推移

(%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実施率	84.3	93.6	94.4	100	100	100

「平和への誓い」を広島市ホームページに掲載し、県外からも感想や意見が寄せられた。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

参加した児童生徒から、「原爆の被害や平和のことが以前と比べて分かるようになった。」「広島の原爆だけでなく、他地域での戦争の話を聞くことができたので、平和への関心が高まった」等の感想が寄せられており、児童生徒の平和への意識が高まった。

第5 課題及び課題への対応

1 平和教育プログラムの推進

本プログラムを中心とした平和教育の充実を図るために、引き続き実践協力校を指定し、授業研究を行うとともに、その取組の普及に努める。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聞く会の講師の確保が次第に難しくなっているため、引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聞く会の開催趣旨等の周知に取り組む。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き平和記念日の意義を理解させるための取組を推進する。

4 こどもピースサミットの実施

本事業を広く市民に周知するため、引き続き市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広報に努める。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

本事業の充実を図るために、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

(才) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 前年度における課題等

1 文化的祭典の開催

学校における文化芸術活動の活性化を図るため、小中高等学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市高等学校文化連盟と連携し、全学校が参加に向けて取り組むとともに、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

全小・中学校及び特別支援学校に配付した指導事例集を活用するとともに学校訪問指導を通じて事業の成果の普及を図る。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

文化部活動の活性化を図るため、引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 文化的祭典の開催

文化的祭典の開催に係るチラシを作成し、各小中高等学校の全児童生徒に配付するとともに、オープニングイベント会場には、開催の1週間前からポスターを掲示した。

小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を以下のとおり開催した。

区分	期日	場所	部門
オープニングイベント	平成26年10月11日	エールエール 地下イベント広場	
小学校の部	平成26年12月2日～ 12月7日	アステールプラザ 中ホール 市民ギャラリー 広島市文化交流会館 広島文化学園HBG ホール	・ことばの部 (音読・暗唱、作文発表、読書感想文発表など) ・音楽の部 ・展示の部(書写、図画工作など)
中学校の部	平成26年11月5日～ 11月9日	アステールプラザ 中・大ホール 市民ギャラリー	・ステージ部門 (吹奏楽・合唱・器楽) (演劇・放送コンテスト・話し方・英語暗誦) ・展示部門 (書写・家庭科・技術・社会・美術など)
高等学校の部	平成27年1月7日 ～1月11日	安佐南区民 文化センター ホール 大会議室、大広間 中会議室 美術工芸室	・ステージの部 (演劇、放送、箏曲、合唱、吹奏楽、合同演奏) ・展示の部 (美術、書道、インターネット、文芸、茶華道など)

2 伝統文化に関する教育の推進

指導主事による学校訪問指導において、指導事例集を活用して事業成果の普及を図った。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

市立中学校の文化部等に、文化・芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を招へいし、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 文化的祭典の開催

「小学校の部」及び「高等学校の部」については、いずれかの部門に全小・高等学校が参加することができたが、「中学校の部」については、60校の参加であった。

各学校の発表や作品の質の向上が図られており、文化芸術に関する指導の充実や児童生徒の興味・関心が高まってきたことがわかる。来場者の95%が「参加してよかったです。」と肯定的な回答をしており、文化の祭典を肯定的にとらえていることがうかがえる。

また、来場者数は「小学校の部」12,178人（前年度比224人減）、「中学校の部」2,888人（前年度比228人増）であった。

2 伝統文化に関する教育の推進

伝統文化に直接触れる機会を設定した学校は、小学校では133校、中学校では61校であった。

体験した児童生徒は、我が国の伝統文化について見直し、「自分たちも伝統文化を守っていくことが大切である」等、肯定的な回答をしており、理解を深める機会となった。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

54校、12種類の部活動に60人の指導者を招へいた。中学校より提出された実施報告書によると、「個に応じた指導等により、生徒の活動意欲が高まった。」「自発的・自主的に取り組むなど、活動が活性化した。」について、すべての中学校が肯定的な回答をした。

第5 課題及び課題への対応

1 文化的祭典の開催

全ての学校の参加に向けて、引き続き小中高等学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市高等学校文化連盟と連携して取り組む。また、来場者数の増加を図るために、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、引き続き事業成果の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。また、指導者を招へいする中学校については、指導報告書により活動状況の確認・指導を行い、部活動の活性化を図る。

(力) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度をはぐくむため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 前年度における課題等

1 キャリア教育、福祉教育の推進

今後も、各学校におけるキャリア教育、福祉教育の推進の取組を支援するため、地域への普及・啓発に努める必要がある

このため、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

今後も、引き続き国際理解教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要がある。

このため、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、留学生の体験の発表する場を設け、成果の普及に努める。

3 環境教育の推進

今後も、引き続き環境教育の推進の取組を実施するとともに、一層の充実を図っていく必要がある。

このため、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 キャリア教育、福祉教育の推進

職場体験学習のリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、事業所等へ受入の依頼を行う際の資料を各中学校に配布した。また、ホームページで受入可能事業所を募集し、受入可能事業所リストを随時更新した。

学校においては、実施学年を変更するため実施しなかった1校を除く全市立中学校の2年生又は3年生が、地域の事業所や病院、福祉施設等の支援を受け、職場体験学習を実施した。また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害を持った方々との交流、ボランティア活動等を実施している。

2 国際理解教育の推進

国際的視野をもった人材の育成を図るため、アメリカ、フランス、インドネシアなど7カ国に8名の高校生を1年間派遣するとともに、フィンランド、ロシア等5カ国から5名の留学生を受け入れた。また、「ひろしまこども平和の集い」において、留学を終え帰国した生徒と本市に留学中の生徒が平和のメッセージを発表し、それぞれの体験や異文化理解の大切さについて伝える機会を設けた。さらに、帰国・外国人児童生徒の日本語能力等を育成するため、日本語学習教室の設置及び日本語指導協力者を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うとともに、教育相談員を派遣し、教職員と保護者との相談活動の支援を行った。

学校においては、各教科や道徳、総合的な学習の時間等で、外国の人々の生活や歴史などに関する学習を実施するとともに、小学校 22 校、中学校 9 校、高等学校 3 校が、アメリカ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ヨーロッパ（イギリス、フランスなど 6 カ国）、アジア（フィリピン、シンガポール、韓国など 19 カ国）、アフリカ（エチオピア、ガーナなど 6 カ国）からの、小・中・高校生及び教育関係者と、授業参観、生徒間交流、教職員との懇談、おもてなし市民交流、ホームステイ、クラブ活動などの交流活動を行った。

3 環境教育の推進

市立学校環境月間を 6 月と定め、小・中学校に環境局主催の取組や企業とコラボした環境学習などを推奨して、各学年 1 つ以上の取組をするよう通知した。

学校においては、全学校が環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成し、これを基に全教育課程を通して計画的・系統的に取組を実施した。また、環境局が実施する「ライトダウンキャンペーン」や「夏休みこどもエコチャレンジ」に小・中学校 273 校が取り組むとともに、「企業の出前授業」を小・中学校 101 校が実施した。

また、環境問題など、地球規模の課題の解決に向けて取り組み、持続可能な未来や社会を構築することを目指した教育を行うユネスコスクールの活動について、ホームページ等で紹介し、本年度、新たに小学校 1 校が、ユネスコスクールに認定された（計 小学校 4 校、中学校 1 校）。

第 4 管理・執行状況の評価

1 キャリア教育、福祉教育の推進

児童生徒は、職場体験学習や福祉体験学習を通して、将来の生き方や社会と自己の関わりについて考え、規範意識やコミュニケーション能力、思いやりの心をもって助け合う態度を身に付けている。

2 国際理解教育の推進

児童生徒は、各教科等における自国や諸外国・地域の歴史や文化等の学習や、国際交流活動を通して、異なる文化・思考を理解する能力や態度を身に付けるとともに、国際社会の中で共に生きていくことの大切さを学習することができた。また、海外へ派遣した留学生は、国際体験を通して、豊かな国際的感覚、語学力、コミュニケーション能力などを身に付けるとともに、国境を越えた幅広い人的ネットワークを形成できた。さらに、日本語指導を主とした基礎的な学力補充等を通して、ほとんどの児童生徒が、日常生活に必要な会話力を身に付け、円滑な学校生活が送れるようになっている。

3 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。

第 5 課題及び課題への対応

1 キャリア教育、福祉教育の推進

学校の取組への支援及び地域への普及・啓発に努める必要がある。引き続き、地域への一層の普及・啓発に向け、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、留学生の体験の発表する場を設け、成果の普及に努める。

3 環境教育の推進

各学校における取組の一層の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

また、引き続き、ユネスコスクールへの加盟及びESDの普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、ホームページ等を活用して全校へ発信するとともに、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行う。

(キ) 少人数教育の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 前年度における課題等

今後も引き続き、少人数学級及び少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

このため、少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法について、授業研究会や研修会等において、指導主事が指導・助言する。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 少人数学級の実施

小学校1年生から中学校1年生までの学年で、原則として35人以下学級を実施した。また、学級を担当する教員の研修と授業研究を実施した。

2 少人数指導の実施

中学校2・3年生の学級生徒数の平均が30人を越える学校で、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について非常勤講師を配置し、中学校第2学年19校、中学校第3学年14校で、習熟度別の少人数指導を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 少人数学級の実施

教員が少人数学級を肯定的に捉えており、机の配置など教室空間を有効に活用する工夫を行うことや生徒一人一人の理解度やつまずき等に応じて丁寧に支援することなど、少人数学級のよさを生かした指導の改善が図られている。

2 少人数指導の実施

「学習に意欲的に取り組んでいる」、「授業中、じっくりと考えながら勉強している」など、80%以上の生徒が習熟度別の少人数指導を肯定的に捉え、授業に意欲的に取り組んでいる。

また、「指導方法を工夫して、個に応じた指導を進めている」、「生徒一人一人がじっくり考える機会を設けている」、「生徒一人一人が発言や発表する機会を設けている」など、90%以上の教員が指導方法の工夫を図り、一人一人にきめ細かな指導をすることを大切にしながら授業を行っている。

第5 課題及び課題への対応

今後も引き続き、少人数学級及び少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

このため、平成27年度も引き続き、少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示し、授業研究会や研修会等において普及を図る。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

イ 魅力ある高校づくりの推進

第1 事務の目的・概要

生徒の多様な興味・関心・進路希望等のニーズや新しい時代に対応した魅力ある高校づくりを行い、一人一人の可能性を伸ばし個性を生かす教育を推進することを目的に、市立高等学校改革の基本方針である「広島市ハイスクールビジョン」(平成22年3月策定)等に基づき、各学校それぞれの特色に応じた多彩な教育活動を展開する。

第2 前年度における課題等

1 学力の向上

少人数指導や定時制課程の学び直しの授業について、指導内容の充実を図るなど、生徒一人一人の学習の進度や進路希望に応じた学力向上に係る取組を進める必要がある。

このため、少人数指導や定時制課程の学び直しの授業については、指導内容の充実を図るよう引き続き支援を行うとともに、外部人材の活用を含め、各学校に応じた学力向上対策ができるよう、支援を検討する。

また、市立高等学校の授業研究会を引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ることができるよう、指導・支援を行う。

2 キャリア教育の推進

今後、生徒一人一人のニーズに応じたキャリア形成に向けて、教員の指導力向上や指導内容の充実を図る必要がある。

このため、専門技術派遣研修等の研修機会を利用し、教員の資質能力・授業力向上を図るとともに、積極的に外部人材を活用し、生徒の学習意欲の喚起を促す。

さらに、高大連携の推進について、教育ネットワーク中国及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

また、定時制高校の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進するため、就職コーディネーターを増員する。

3 中高一貫教育の推進

今後、6年間一貫した特色ある教育内容の充実を図る必要がある。

このため、先進校視察や教育課程について調査研究を行うとともに、特色ある教育課程を実施に向けた取組を推進する。

4 定時制教育の充実

今後、生徒の多様なニーズに応じた教育内容を提供するとともに、教育支援体制や生徒指導体制の構築が求められる。

このため、今後の定時制・通信制高等学校の在り方について広島県教育委員会と協議を行い、広島市域の定時制、通信制高校に通学する生徒や保護者の多様なニーズに対応する「新しいタイプの高校」の設置に向けて検討する。

5 普通科のコースの充実

今後もコースの充実に向けて学校と連携を図り、特色ある取組を推進していく必要がある。

このため、普通科コースの特色を生かした教育内容の充実や、生徒の学習・生活環境の充実に向けて、取組を推進する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 学力の向上

少人数指導等については、各学校に指導主事を派遣し、指導内容や指導方法等の改善に向けた指導助言を行った。また、学校経営推進サポート事業を実施し、校内研修会への講師招へいや教員の先進校視察、教育研究セミナー等への参加に係る経費を措置した。

さらに、教員の授業力の向上に向けて、市立高等学校が行った授業研究会に指導主事を派遣し、指導・助言を行った（市立高等学校全8校参加者：338名、実施教科：8教科、指導助言者：指導主事5名）。

2 キャリア教育の推進

研修機会の充実について、専門技術派遣研修等の研修機会を活用し、高度な専門技術に係る研修や先進的な取組を行っている専門高校への視察等に、10名の教員を派遣した。また、プロフェッショナル人材活用事業を実施し、生徒を対象とした、大学教授等を招へいした講演会や実技指導等を実施するとともに、企業で働く社会人等から専門的知識・技能の指導を生徒が直接受ける研修会等を実施した。

教育ネットワーク中国が主催する高大連携講座へ市立高校から35名の生徒が参加するとともに、市立大学芸術学部と連携した公開講座には、市立高校教諭1名、生徒18名が参加した。

また、就職コーディネーターを2名配置し、高校生の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進した。

3 中高一貫教育の推進

中高一貫教育を推進するため、平成26年4月に広島中等教育学校を開校した。

広島中等教育学校においては、他県の先進校視察を行い、教育課程等について調査研究し、6年間一貫した教育計画を策定し、特色ある教育活動の実践を行っている。

4 定時制教育の充実

今後の定時制・通信制高校のあり方について、広島県教育委員会と協議を重ね、大手町商業高校、広島工業高校のほか、県立3校（国泰寺・広島観音・海田高校）の定時制及び、県立1校（西高校）の通信制の計6校を統合した「新しいタイプの高等学校」を設置することとした（平成30年4月開校）。

平成26年9月に、広島県・広島市が共同で「新しいタイプの高等学校に係る基本構想」を策定し、平成27年1月に、県・市で「基本協定書」を締結し、さらに3月に、「高等学校の施設の設計に係る実施細目」を締結した。

5 普通科のコースの充実

- (1) 基町高等学校創造表現コースは、（公財）広島平和文化センターが主催する「次世代と描く原爆の絵」の制作に参加し、被爆体験証言者の証言を基に「原爆の絵」の作成などに取り組んだ。また、年間を通して作品展示会を開催した。
- (2) 舟入高等学校国際コミュニケーションコースは、第2外国語の履修、ディベート、通訳演習など、特色のある教育課程を編成し、語学力の向上を図った。また、海外語学研修や海外修学旅行を実施し、現地校との交流などを通して実践的なコミュニケーション能力の育成に取り組んだ。
- (3) 沼田高等学校体育コースは、入学を希望する生徒の環境を整えるため、平成26年4月に定員80名（男子30名、女子50名）の寮を開寮した。入寮生徒が安心して部活動や学習に打ち

込むことができるよう、寮の管理を行う舍監を配置するとともに、生徒の教育相談や学習指導を行う生活アドバイザーを配置した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 学力の向上

学校においては、学習の進度や進路希望等に応じた少人数指導等、指導内容や指導方法の充実を図ることにより、生徒が自らの進路実現に向けて意欲的に学習に取り組むことができた。

また、市立高等学校の授業研究会では、指導主事が指導助言を行うことにより、教員の実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、約90%の教員が研究協議内容の有用性について肯定的な回答をした。

2 キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等の研修機会の活用により、教員の資質・能力の向上を図ることができた。また、外部人材を活用した講演会や実技指導、研修会などを実施することにより、生徒の学習意欲を喚起し、積極的に自己の進路を決定しようとする機会となった。

さらに、高大連携の取組により、生徒のニーズに応じた進路指導の充実を図ることができた。

また、就職コーディネーターによる就職活動の支援により、市立高校の就職率が昨年に引き続き100%となった。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校において、英語多読や、伝統文化を学ぶ茶道など、特色ある教育活動のある教育課程を実施した。

平成27年1月に実施した広島中等教育学校入学者選抜では、定員120名に対して509名の志願者があった（志願倍率4.24倍）。

4 定時制教育の充実

生徒の多様なニーズに応じた教育を提供する「新しいタイプの高等学校」の開校に向けて、円滑に事務を進めることができた。

5 普通科のコースの充実

市立高校3校に設置している普通科のコースは、それぞれの特色を生かした取組を行い魅力ある高校づくりに大きな役割を果たしており、県内外から高い評価を受けている。

第5 課題及び課題への対応

1 学力の向上

学校において、指導内容や指導方法等についてより一層の改善を図る必要がある。また、教員の資質・能力、授業力の向上に向けて、授業研究会を充実させる必要がある。

このため、今後とも計画的に指導主事による学校訪問指導を実施し、各学校を支援するとともに、授業研究会に指導主事を派遣し、指導助言を行う。また、授業改善に向けて指定校を設け、実践研究を進めることを検討する。

2 キャリア教育の推進

各学校におけるキャリア教育の一層の充実に向け、引き続き、専門技術派遣研修等の研修機会を設け、教員の資質・能力及び授業力の一層の向上を図る。

生徒が自発的に意欲を持って学習に取り組めるよう、プロフェッショナル人材活用事業等を

実施し、外部人材を活用した講演会や実技指導、研修会などの充実を図る。

高大連携の推進については、より生徒のニーズに応じた内容にするため、教育ネットワーク中國及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進するため、引き続き就職コーディネーター2名を配置し、指導の充実を図る。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校として、一層の魅力づくりを推進するため、教育内容の充実と教職員の資質能力の向上に向けて、引き続き指導主事が学校訪問指導等を行い、学校を支援する。

4 定時制教育の充実

「新しいタイプの高等学校」においては、課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びの実現、基礎的な学力やコミュニケーション能力などの向上、生徒の健全な成長を促し自己実現を図るための生徒指導の充実、キャリア教育の推進等を行う必要がある。

このため、学校の組織編制、教育課程、入学者選抜、施設設備、予算人事、給与等について引き続き、開校に向けた事務執行体制を整えて準備を進める。

5 普通科のコースの充実

普通科のコースの充実に向け、引き続き学校と連携を図り、特色ある取組を推進するため、教育活動等の一層の充実を図るとともに、入学者選抜の在り方について検討する。

ウ 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかにはぐくむ幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」(平成22年3月策定)に基づき、拠点園による実践研究や幼・保・小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育の充実に向けて市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 前年度における課題等

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有するとともに、他の幼稚園、保育園及び認定こども園の教員、保育士、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める必要がある。

2 幼・保・小連携の推進

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る取組を行うため、引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施する必要がある。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

幼児教育や子育て支援の更なる充実を図るため、教育再生実行会議における幼児教育の充実や義務教育期間の延長などの提言を踏まえ、市立幼稚園の今後の方向性の見直しについて検討する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 拠点園による研究推進

平成24年度より6園を拠点園に位置付け、実践研究を行っている。その取組をもとに市立幼稚園の教育内容をまとめたリーフレットを作成した。また、教員、保育士、保護者を対象とした保育公開及び講演会の実施について私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・大学へ情報提供した。

(参考1) 拠点園名及び実践研究テーマ

拠点園名	基町幼稚園・矢賀幼稚園・長束幼稚園・山本幼稚園・落合東幼稚園・船越幼稚園
実践研究テーマ	「情報発信」「特別支援教育」「地域連携」「教員の資質向上」「保護者支援」「幼保小連携」

(参考2) 拠点園公開保育及び講演会

実施月	講 師	公開保育園	テーマ	延べ参加人数
11月	十文字学園女子大学准教授 鈴木康弘	山本幼稚園	幼児期の運動遊び	幼稚園教諭 266名
1月	広島大学大学院教授 鈴木由美子	長束幼稚園	かかわり合い育ち合う 保育の創造	保育園保育士 36名
3月	東京学芸大学 准教授 吉田伊津美	山本幼稚園	幼児期の体力つくりに ついて	大学生 30名 大学職員 4名

2 幼・保・小連携の推進

全小学校区において、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教員等で構成する連携推進委

員会を設置し、合同研修会や交流授業等を実施した。また、「園に行こう週間」を設定し、小学校の教員が保育観察を行った。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

市立幼稚園の今後の方向性の見直しについては、教育再生実行会議による提言など国の動向を踏まえ、私立幼稚園等の教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら、幼児教育や子育て支援の更なる充実に向け、検討を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 拠点園の研究推進

保育公開及び講演会への私立幼稚園、公私立保育園・認定こども園の教員や保育士の参加により、就学前教育・保育の重要性について、相互理解や共通認識を図ることができた。また、各拠点園が推進している実践研究をまとめたリーフレットを作成した。

2 幼・保・小連携の推進

合同研修会や交流授業の実施により、小学校教員が就学予定児の状況・実態の把握ができ、入学後の適切な支援のあり方について理解を深めることができた。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

市立幼稚園の今後の方向性の見直しに当たっては、私立幼稚園等の教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら検討を深め、市全体の幼児期の学校教育のあり方を定める必要がある。さらに、本市の幼児教育の状況のほか、「広島市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）」を踏まえた検討を進める必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有し、全教員の資質向上に努めるとともに、リーフレットの配布や保育公開及び講演会の実施により、関係教育機関（私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・小学校・特別支援学校等）の教員、保育士、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める。

2 幼・保・小連携の推進

今後も、幼児の見取りや小学校における適切な支援のあり方等について研修を行う必要がある。また、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の双方が接続を意識する期間を「接続期」（5歳児から小学校第1学年までの期間）というつながりで捉え、子供の発達と学びを連続させていくことが必要である。

引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施するとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校と園が連携して幼保小接続カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）を研究・開発し、その成果を普及する。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

本市全体の幼児期における学校教育・保育の充実のため、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園等の教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら、市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

工 生徒指導に関すること

重

(ア) いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施している。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、「いじめに関する総合対策」を推進している。

第2 前年度における課題等

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比較して減少した。しかしながら、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であることから、「広島市いじめ防止等のための基本方針（平成26年3月策定）」に基づき、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「認知したいじめへの適切な対応」「教職員の資質能力の向上」「関係機関との連携」を五つの柱として取組を行う必要がある。

また、各学校は、児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ、策定する「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員、スクールカウンセラー等により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置し、児童生徒の実態の把握、情報の共有、対策後の検討など実効性のある取組を進める必要がある。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為の発生件数は、中学校においては、ふれあい活動推進協議会主催の清掃活動等の体験活動や「非行防止教室」の開催、スクールサポート指導員による学校への支援の強化等により、近年減少傾向にあるが、小学校においては、特定の児童が繰り返し暴力行為を行うため、増加傾向が見られる。

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、今後も、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の人数は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあいひろば推進員による学校への支援の強化等により、近年の状況では減少傾向にあるが、本市の不登校児童生徒数は1,000人を超えており、依然として憂慮すべき状況である。

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 いじめの問題の解決に向けた取組

前年度に定めた「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「認知したいじめへの適切な対応」「教職員の資質能力の向上」「関係機関との連携」を五つの柱として取組を行った。

また、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に關係する機関及び団

体の連携を強化することにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、「広島市いじめ防止対策推進審議会」も設置し、いじめの防止等の対策の推進状況について、専門的知見からの審議を行った。

さらに、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の構成機関である「広島市PTA協議会」と連携を図り、「いじめ撲滅プロジェクト」を開催し、各中学校において、生徒会が主体となつたいじめ防止の取組の充実を図った。

各学校においては、児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、教職員、スクールカウンセラー等により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置し、児童生徒の実態の把握、情報の共有、対策後の検討など実効性のある取組を進めた。

2 暴力行為の減少に向けた取組

教育委員会事務局に警察OBである「学校安全連携推進官」を1名配置するとともに、警察OBなどの「生徒指導支援員」24名を学校に派遣し、問題行動を起こす児童生徒及びその保護者への支援やサポート会議の開催、関係機関との連携の強化を図った。

また、暴力行為等の未然防止に向けては、各中学校区に、小・中学校の教職員、PTA、地域代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、地域ぐるみでいさつ運動や清掃活動、花づくり等の体験活動を実施した。

さらに、各学校において、児童生徒を非行から守り、暴力行為等の犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、少年育成官等を講師として「非行防止教室」を開催した。

3 不登校児童生徒への支援

全ての市立小・中・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員への助言、児童生徒、保護者等へのカウンセリング等を実施した。

また、スクールソーシャルワーカーを8名配置し、関係機関とのネットワークの構築を図り、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒の保護者への相談活動を実施するとともに、ヘルパー派遣やメンター制度の活用など、家庭環境等の改善に向けての働きかけを行った。

さらに、全ての市立小・中学校に開設している「ふれあいひろば」において、「ふれあいひろば推進員」と連携した相談活動や学習支援など、不登校・不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けた支援を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比較して増加した。これは、各学校が、より一層、児童生徒の言動や内面などをきめ細やかに把握したり、いじめに係るアンケート調査を実施する際に、児童生徒が答えやすくなるような質問項目を工夫するなどの取組を行ったことによると考えられる。

いじめを認知した場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が一致協力して組織的な対応を行った。また、事案によっては、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ったことにより、全てのいじめ事案が解消した。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為の発生件数は、前年度と比較して減少した。これは、各学校が、「ふれあい活動推進協議会」主催の清掃活動等の体験活動や「非行防止教室」の開催、「生徒指導支援員」による学

校への支援の強化等によると考えられる。

また、小学校の生徒指導体制の構築を図るため、全ての小学校に生徒指導主事を配置し、生徒指導主事を対象として年間30時間の集中研修を実施したことにより、各小学校において、暴力行為に対して、組織的にきめ細かく対応することができるようになった。このことにより、今まで担任が対応し、暴力行為としてカウントをしていなかったケースも数値化したため、小学校の暴力行為の発生件数が増加したと考えられる。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の人数は、依然として1,000人を超えており、憂慮すべき状況である。

不登校児童生徒への支援については、学校には登校できるが教室に入れない児童生徒については、校内に開設している「ふれあいひろば」において支援したことにより、「ふれあいひろば」を利用していた児童生徒の約20%が教室へ戻ることができた。

また、学校に登校できない児童生徒については、市内4ヶ所に開設している「適応指導教室」において支援したことにより、「適応指導教室」に通室していた児童生徒の約55%が登校できるようになった。

また、不登校児童生徒への心のケアについては、スクールカウンセラーが児童生徒の心理状態を十分に理解し、個々の状況に応じて、教職員や保護者と密接に連携を図り、支援を行った。

第5 課題及び課題への対応

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、今後も、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく五つの柱を中心に、「学校のいじめ防止等のための基本方針」の適切な運用が図られるよう、各学校への指導・助言を徹底するなど、従前から実施している取組の充実強化を図り、いじめ対策に万全を期す。

また、年6回、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、「いじめの相談に係るカード」や「幟旗」について検討・作成し、児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図るとともに、学校と関係機関が一体となり「いじめを生まない風土の醸成する取組」の気運を高める。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

そのため、引き続き、「非行防止教室」の開催による未然防止等に向けて取り組むとともに、暴力行為が多発している小学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「自立支援相談員」を、中学校に対しては、「生徒指導支援員」や県警の「スクールサポーター」などを学校に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

また、今年4月から設置した「少年サポートセンターひろしま」と連携を図り、隨時、「少年育成官」や「自立支援相談員」などと情報交換や対応方針などを協議することにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

3 不登校児童生徒への支援

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

そのため、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、教育相談体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する。

(参考) いじめの認知件数

(件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度*
小学校	108	101	270	135	163
中学校	122	113	291	124	133
高等学校	3	3	13	3	2
合 計	233	217	574	262	298

(参考) 暴力行為の発生件数

(件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度*
小学校	125	94	117	141	183
中学校	589	543	472	459	367
高等学校	9	9	8	4	5
合 計	723	646	597	604	555

(参考) 不登校児童生徒の人数

(件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度*
小学校	276	287	268	257	273
中学校	846	827	705	712	723
高等学校	43	38	69	50	40
合 計	1,165	1,152	1,042	1,019	1,036

※ 「いじめの認知件数」、「暴力行為の発生件数」、「不登校児童生徒の人数」の平成 26 年度の数値は、速報値である。

※ いじめの状況については、平成 27 年 8 月 17 日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課長より、調査の見直しの依頼があったため、現在、再調査中である。

才 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

小・中学校等に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」に基づいた指導を実施するとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進するとともに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置、など、指導体制の充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒へ適切な指導等を行うため「個別の指導計画」の作成が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての学校において「個別の指導計画」に基づいた指導を実施する必要がある。

(2) 交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の双方にとって、より充実した交流及び共同学習になるよう、交流の側面のみならず、より効果的な学習の機会となるような工夫や改善を図る必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

特別支援教育の理解・啓発を深めるため、管理職を対象とした講演会を実施する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

各学校において、幼児児童生徒一人一人の理解を深め、より的確な指導を行うため、巡回相談指導の積極的な活用を促す必要がある。

さらに、巡回相談指導を含む特別支援教育体制の充実に向けて、「特別支援教育について意見を聞く会」において専門的な意見を聴取するなど、取組を着実に進める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を充実させる必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、適切な指導・支援を行えるようにするために、特別支援教育アシスタントの適切な配置に努めるとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒へのきめ細かい指導・支援を行えるようにするために、特別支援学級指導員の適切な配置に努めるとともに、その活用について学校に対する指導・支援を

行う。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

就学相談等を通じて入級する児童生徒数の的確な把握に努め、特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備を行う必要がある。

情緒障害通級指導教室については、まずは小学校において全区への整備を計画的に進める。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

平成 25 年度に収集した全国の特別支援学校等でのタブレット端末の導入状況や活用状況に係る先行事例の分析結果から、特別支援教育におけるタブレット端末の効果的な活用方法について調査・研究する必要がある。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校が、「個別の指導計画」を作成し指導を行うよう、校長会や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等の場において、特別支援教育指導資料「理解と指導のために」（平成 22 年 3 月作成）の活用を促すなど、「個別の指導計画」に基づく指導の充実を図った。

(2) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習に係る校内研修会のあり方について、好事例を学校に普及するなど、質的な向上が図られるよう学校に働きかけた。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」をテーマとした管理職対象の講演会を 1 回実施した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

巡回相談指導の積極的な活用を促し、申請のあった全ての学校において、巡回相談指導を実施した。

また、大学教授や医師等の専門家から意見を聴取する「特別支援教育について意見を聞く会」を 1 回実施した。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

校内の特別支援教育の推進役を担っている特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るため、新任者対象の研修を 5 回、経験者対象の研修を 3 回、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修を 2 回実施した。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

小・中学校の通常の学級及び幼稚園・高等学校に在籍する肢体不自由や発達障害等のある幼児児童生徒に対し、適切な指導・支援を行えるようにするために、特別支援教育アシスタントを小・中学校等 203 校に 360 人配置した。

また、特別支援教育アシスタントを対象とした肢体不自由児や発達障害児への適切な指導及び必要な支援に係る研修会を実施した。

(4) 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、障害の実態に応じたきめ細かい指導・支援を行えるようにするため、特別支援学級指導員を 253 学級に 255 人配置した。

また、特別支援学級指導員を対象として、特別支援学級における子どもの理解と支援等、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的に研修会を実施した。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

入級する児童生徒の的確な把握に努め、特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備を行った。

特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱（院内）、難聴、弱視の 5 種類合わせて、小学校 142 校中 132 校に 287 学級、中学校 64 校中 59 校に 120 学級を設置した。

情緒障害通級指導教室を新たに小学校 1 校に 1 学級整備したことにより、通級指導教室は、言語障害、情緒障害、弱視の 3 種類合わせて、小学校 142 校中 15 校に 28 教室、中学校 64 校中 2 校に 2 教室となった。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

モデル校 20 校にタブレット端末を 37 台整備し、学校種別、障害種別及び障害の程度によるタブレット端末の効果的な活用方法に係る調査・研究をスタートした。

モデル校において、タブレット端末が有効活用できるようサポート体制を整え、モデル校教員を対象にタブレット端末の効果的な活用に係る研修を行うとともに、モデル校での実践を発表する中間報告会を開催した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

知的障害や発達障害等、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学校のうち 99.6% が「個別の指導計画」を作成し、それに基づく指導及び支援を行った。

(2) 交流及び共同学習の推進

小・中学校等に設置されている発達障害を含む障害のある児童生徒等の実態把握や支援方策等を検討するための校内委員会が中心となって行われる特別支援教育に係る研修会の実施率は 94.2% と高く、各学校においては、こうした研修会等を活用しながら、より効果的な交流及び共同学習の計画的な実施に努めている。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

講演会実施後のアンケートにおいて「一人一人の幼児児童生徒への合理的配慮の大切さについてよく理解できた。」「新しい教育の流れでもあるインクルーシブ教育がとても気になっていたが、よく理解できた。」等の高い評価を得ており、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、一定の理解が図られた。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

小・中学校等 116 校において、254 回の巡回相談指導を実施し、その学校においては、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導が行われるようになってきた。

また、「特別支援教育について意見を聞く会」において、年々増加している医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援体制等構築に向けて、専門的な見地からの意見を聞くことが

でき、今後の方向性について検討することができた。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

特別支援教育コーディネーター全員を対象に、経験に応じた研修会を実施し、特別支援教育に係る基本的な事項から、より実践的な事項について理解を深め、専門性や連絡調整力を高めることができた。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別支援教育アシスタントを配置することにより、児童生徒の学校生活における安全確保や授業等におけるきめ細かな支援ができるようになった。学校からも「児童生徒が落ち着いて、安心して学習に取り組むことができるようになった。」「情緒的に安定し、児童生徒同士のトラブルが少なくなってきた。」などの報告があった。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員を配置することにより、複数体制による指導が可能となり、在籍する児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援が行えるようになった。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

情緒障害通級指導教室を計画的に整備することができ、特別支援学級や通級指導教室において、障害のある児童生徒に対するきめ細かな指導を行うことができた。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

タブレット端末サポート員とモデル校教員が連携した取組を行うことにより、教員の ICT 活用能力の向上を図ることができ、児童生徒が自ら操作し主体的に学習に取り組むことができるようになってきた。

第5 課題及び課題への対応

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

今後も、特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している全ての学校において、「個別の指導計画」を作成し、それに基づく適切な指導や必要な支援が実施されるよう、校長会や各種研修会、指導主事による学校訪問等の機会を利用して、特別支援教育指導資料の活用を促すなど、学校へ継続的な指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討のあり方等の好事例を普及とともに、質的な向上を図り、より充実した交流及び共同学習になるよう各学校に働きかける必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

特別支援教育の理解・啓発のための管理職を対象とした講演会を引き続き実施する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

今後も、知的障害や発達障害等、特別な教育的支援の必要な児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行うため、校長会や各種研修会等において巡回相談指導の有用性や実践事例の紹介等、普及に努める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

今後も、障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を実施する必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援学級指導員を適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級については、引き続き、適切に設置していく。

平成 27 年度に情緒障害通級指導教室を小・中学校において各 1 教室増設したことにより、小学校では、8 区中 7 区に整備している。小学校において、全区への設置を計画的に進めるとともに、中学校においては、小学校からの進学状況を踏まえながら増設に向けて検討する。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

平成 27 年度も引き続きモデル校において調査・研究を行い、モデル校教員の指導力の向上を図るため、支援体制や研修の充実を図る必要がある。

調査・研究の成果を踏まえ、平成 28 年度以降の特別支援教育における ICT の利活用のあり方について検討する必要がある。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒に将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、将来、地域における交流を通して、より充実した生活を送ることができるようにするため、社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するなど、活動の場づくりを推進する。

第2 前年度における課題等

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

今後とも引き続き、児童生徒の知的障害の状況等に即して、指導内容・指導形態の工夫を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組が、生徒の生活に結びついたものとなり、就労への意欲や知識、技能の向上につながるよう、その内容の充実に努める。

(2) 普通科職業コースの取組

職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、就職後の就労の定着に努める。

(3) 指導体制の充実

今後も引き続き、就労支援アドバイザーによる教職員への研修の充実を図るなど、教職員の実践的指導力の向上に努めていく必要がある。

3 地域活動の推進

教育委員会は、今後も引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを推進する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

児童生徒一人一人の知的障害の特徴及び学習上の特性等に応じた「個別の指導計画」を作成し、これに基づき、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据えるなど、一人一人の実態に応じた指導及び支援に努めた。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

生徒が卒業後の就労や生活について考え、生活に結びついた学習活動に取り組むとともに、就労に必要な専門的な技能を身に付けるため、障害の実態に応じて、農業、木工、陶芸などに取り組む作業学習や、清掃作業や縫製作業などの校内実習を行った。

さらに、校外においては、職場で働く様子を見たり、働く人に接したりする職場見学や生徒自らが選択した職種の企業での職場体験実習などを行った。

(2) 普通科職業コースの取組

一般就労に向けて必要な知識・技能・態度等を身に付けるため、ビルメンテナンスや製パン、接客など、より実践的な実習を行ったり、広島県教育委員会が主催する特別支援学校技能検定（清掃・接客・ワープロなど）を受検したりするなど、職業教育に特化した取組を行った。

(3) 指導体制の充実

就労支援アドバイザーを招へいし、教職員の就職指導に関する実践的指導力の向上を図るとともに、清掃、縫製、ビジネスマナー等、専門的知識を有する社会人講師を招へいした作業学習を実施するなど、就労に必要な専門的な学びに取り組んだ。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を中心として職場実習の受け入れ企業や就職先企業の開拓を行うとともに、企業向けの障害者雇用の啓発として学校見学会を実施した。

3 地域活動の推進

教育委員会は、広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域活動を行う地域住民団体等、25団体に助成を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

知的障害のある児童生徒が、学習上得た知識を実際の生活の場で応用することができたり、成功経験を多く積み重ねることにより、主体的に活動に取り組もうとする意欲が育つたりしており、将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等の習得が図られている。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

職場実習の後に実施した生徒への聞き取りからは、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見つけることができた等の感想があり、職場実習の達成感を感じるとともに就労への意欲の向上が見られた。

(2) 普通科職業コースの取組

校内外での豊富な実習体験や特別支援学校技能検定の受検により、一般就労に向けて必要な知識・技術・態度を身に付けることができ、職場実習先の企業等からは高い評価を得ており、平成26年度の高等部職業コースの一般就労率は、87.5%であった。

(3) 指導体制の充実

様々な分野の講師を招へいすることによって就労に必要な知識・技能の習得が図られた。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による生徒への面接指導や企業を対象とした学校見学会の実施により、一般就労を希望する生徒を適切に企業へつなぐことができた。こうした取組により、平成26年度の高等部の一般就労率は、31.5%となり、2年連続して30%を上回る結果となった。

3 地域活動の推進

124名の児童生徒が、地域団体等が企画した餅つき、キャンプや登山などの自然体験活動等に参加し、多様な行事に参加することにより、地域の方との幅広い交流ができた。

第5 課題及び課題への対応

1 知的障害者の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

今後とも引き続き、児童生徒の障害の重度、重複、多様化に対応するため、「個別の指導計画」に基づく指導内容・指導形態の工夫を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める。

(2) 普通科職業コースの取組

今後とも引き続き、職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、就職後の就労の定着に努める。

(3) 指導体制の充実

今後とも引き続き、様々な分野の講師の招へいやジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就職先企業等の開拓、就労支援アドバイザーによる教職員への研修の充実に努める。

3 地域活動の推進

教育委員会は、今後とも引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを推進する。

(ウ) 就学・教育相談

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、保護者を対象とした就学・教育相談の実施や教育相談の充実を図る。

第2 前年度における課題等

今後も引き続き、保護者に対してきめ細かい相談を行い、保護者と学校との共通理解が図られるようするため、学校に対して、就学・教育相談の情報を整理し、提供する必要がある。

平成26年度は、就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月事例研修を実施するとともに、専門家による研修を実施する必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

担当指導主事と特別支援教育相談員が、電話、面談及び訪問による相談を継続的に実施するとともに、学校への丁寧な情報提供に努めた。

就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月1回以上事例研修を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

相談件数が年々増加し、中でも発達障害に係る相談が増えているものの、きめ細かな相談により、適切な就学先等の決定を行い、学校との連携のもと、その後の学校生活における支援が円滑に図られている。

毎月事例研修を実施したことでの課題の解消、事例の共有が図られ、その後の相談に生かすことができた。

第5 課題及び課題への対応

今後も引き続き、保護者に対してきめ細かい相談を行い、保護者と学校との共通理解が図られるようするため、学校に対して、就学・教育相談の情報を整理し、提供する必要がある。

平成27年度も、就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月事例研修や専門家による研修を実施する必要がある。

(参考) 障害別の相談件数

(件)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
視覚障害	10	19	12	10	16
聴覚障害	112	48	37	107	37
知的障害	503	352	614	483	398
肢体不自由	96	116	157	132	161
病弱虚弱	47	27	26	28	14
言語障害	248	258	245	150	190
自閉症	397	355	441	603	881
高機能自閉症、アスペルガー症候群	1,448	1,678	1,740	2,071	1,877
学習障害	13	16	17	12	14
注意欠陥多動性障害	151	138	227	136	201
情緒障害	25	32	35	12	40
その他	352	494	30	45	96
計	3,402	3,533	3,581	3,789	3,925

力 開かれた学校づくり

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、専門家による第三者評価（以下「専門家評価」という。）を実施している。

第2 前年度における課題等

1 学校協力者会議の充実

今後も、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要がある。

このため、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において周知する。

2 専門家評価の実施

今後も、取組を継続して実施するとともに、専門家評価終了後3年間の支援の充実を図る必要がある。

このため、昨年度指定を受けた尾長小学校と三入中学校を「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」に指定し、小中連携の取組の支援を具体的に実施するとともに、その成果を公開授業などで普及する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、学校関係者や地域住民と適切な連絡調整が行え、地域からの信頼や子どもの学力向上等についてコーディネーターの育成が必要である。

このため、平成26年度から、コーディネーター育成研修会を実施する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、自らの教育活動や学校経営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について自己評価を行った。また、「提言部会」と「評価部会」で構成される学校協力者会議を設置し、学校が実施する自己評価の結果や具体的な改善策について意見をもらい、学校評価の質的向上を図った。

また、好事例の普及を図るために、3中学校の学校協力者会議による学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を、校長会で説明した。

2 専門家評価の実施

小学校2校、中学校1校を対象に専門家評価を実施し、専門家評価委員による学校訪問を計画的に行い、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すとともに、中間報告書及び評価報告書を作成し、次年度の学校支援に反映させた。

また、昨年度専門家評価を受けた、尾長小学校と三入中学校を「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」に指定し、小中連携の取組を支援するとともに、その成果を普及するため、公開授業を実施した。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

モデル校6校において、学校協力者会議に設置している「提言部会」に代わり「学校支援・地

域貢献部会」を設置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進するとともに、これらの活動を円滑に実施するための調整役として、コーディネーター1名を配置した。

また、コーディネーターを対象とした研修会を実施し、企画・運営の方法等について協議するとともに、取組の報告等を行うなど、コーディネーターの育成に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、目標の重点化を図り、自己評価及び学校関係者評価を実施することで、教育活動や学校経営の改善が進むとともに、学校と地域が一体となって児童生徒を育てる活動が定着している。

2 専門家評価の実施

専門家評価委員が意見・提言を行うことで、学校は現状の課題を的確に把握し、組織的に取り組むことができるようになった。

また、実施校に対する講師への報償費や先進校視察費の措置等により、校内研修会が充実し、授業改善が進んでいる。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

コーディネーターと学校協力者会議の委員長が中心となり、学校と地域が連携を図りながら取組を進める運営・推進体制が構築され、生徒一人一人に寄り添った学習支援や地域清掃活動等を実施することで、生徒の学力や自己有用感が向上した。

第5 課題及び課題への対応

1 学校協力者会議の充実

各学校において、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要があるため、引き続き、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において周知する。

2 専門家評価の実施

学校への支援の一層の充実を図る必要があるため、平成27年度からは、「学校経営アドバイザー」と「生徒指導アドバイザー」、指導主事とが学校支援チームを構成し、課題分析や改善に向けた指導・助言などの適切な支援を行い、より実効性のある学校経営の実現を図ることを目的として、「学校経営支援システム」を導入する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者的人材確保、未実施校への周知などが必要である。

このため、平成27年度は、各行政区に1校ずつモデル校を設け、実践研究を推進するとともに、その成果を校長会等で情報提供を行う。

実施校の拡大に向けて、取組を進める。

1 学校教育に関する事務

(6) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 前年度における課題等

引き続き適正な教科書採択事務に努める。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 採択事務

採択の対象となる教科書について、学習指導要領や本市の児童生徒の実態に照らして調査・研究し、適正に採択した。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

また、本市独自の教育課程であるひろしま型カリキュラムに基づく副読本「言語・数理運用科」及び「小学校英語科」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島市」を履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 採択事務

学習指導要領や本市の児童生徒の実態に応じた教科用図書が適正に採択されている。

2 教材の取扱いに関する事務

各学校において適切に選定及び使用がされた。

第5 課題及び課題への対応

引き続き適正な教科書採択事務に努める。

1 学校教育に関する事務

(7) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 前年度における課題等

学校保健安全法に基づき、迅速かつ効果的に感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。このため、感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める。

また、感染症の流行状況の把握と関係機関等との情報共有を迅速に行うため、平成25年12月に導入した、国立感染症研究所が運用する「学校欠席者情報収集システム」の活用の充実を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

年度初めに、学校における各種感染症の予防・拡大防止に向けた具体的な方策や発生時の対応等についての通知を行うとともに、インフルエンザ等の流行期には、発生状況等について、適宜通知した。また、感染症等による学校等の臨時休業等について、市内各医師会へ情報提供した。

各園・学校においては、健康観察の充実を図り、集団感染の早期探知に努めた。また、学校医との連携を図り、感染症予防に取り組むとともに、児童生徒や保護者へ必要な指導や啓発を行った。

さらに、感染症の流行状況の把握と情報共有を迅速に行うため、「学校欠席者情報収集システム」を活用し、医師会や健康福祉局など関係機関・部局との連携のもと、感染症の更なる早期探知と早期対応に取り組んだ。

第4 管理・執行状況に関する評価

インフルエンザ等の集団感染については、感染症予防や発生時の対応について全幼稚園・学校へ通知するとともに、「学校欠席者情報収集システム」の情報を学校医及び医師会とも共有し連携を図った結果、迅速に対応を進めることができた。

引き続き、学校保健安全法に基づき、迅速かつ効果的に感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。

第5 課題及び課題への対応

感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める。

また、感染症の流行状況を把握し、関係機関・部局等との情報共有はもとより、児童生徒及び

保護者に対する注意喚起の手立てとして「学校欠席者情報収集システム」を一層活用する必要がある。

(参考) インフルエンザによる臨時休業措置

(園・校数、学級数)

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数
110	237	110	237	65	125	133	324

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 前年度における課題等

1 未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒の意識のさらなる向上に向け、喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての学習や、啓発資料の配布等を引き続き行う必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校については「薬物乱用防止教室」の全校実施に向けて取り組んでいくとともに、生徒の実態に応じ、学習内容の充実を図る必要がある。

小学校については、児童の発達段階に応じた学習内容の充実を図るとともに、実施校の拡大に努める必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 未成年者の喫煙・飲酒防止の啓発

未成年者の禁酒・禁煙についての意識啓発に向け、児童生徒や市民を対象に禁煙・禁酒にかかる標語を募集するとともに、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の保護者に啓発用パンフレットを配布した。

2 薬物乱用防止の啓発

小・中・高等学校、特別支援学校に対し、啓発資料を配布した。また、中・高等学校については、薬物乱用防止への意識の高揚を図るため、生徒を対象に啓発ポスターの募集などを行った。

3 薬物乱用防止教室の開催

小・中・高等学校、特別支援学校において、学校薬剤師や警察職員等の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を実施した。

4 防煙教室の開催

小学校7校・中学校1校で、12月から2月にかけて、医師会の協力を得て、喫煙や受動喫煙が体に与える影響を学ぶ「防煙教室」を開催した。

5 教職員研修の実施

小・中・高等学校、特別支援学校の教職員を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る研修会を開催し、専門家による講演や各校種の教員による実践報告を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒の意識のさらなる向上に向け、喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての学習や、啓発資料の配布等を引き続き行う必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

外部講師等による「薬物乱用防止教室」について、多くの小・中・高等学校で実施することが

できた。今後は、児童生徒の実態に応じ内容の充実を図る必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、関係機関と連携し、引き続き、学習内容の充実や資料提供に努めていく。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催については、実施率 100%を達成した。引き続き、外部講師と一層の連携を図るなどして、内容の充実に向けて取り組んでいく。

小学校については、今後も実施校の拡大に努める。

(参考) 薬物乱用防止教室実施状況

(%) 薬物乱用防止教室実施率

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校 (142 校*)	122 校 (87%)	122 校 (86%)	118 校 (83%)	126 校 (89%)	124 校 (87%)
中学校 (64 校)	54 校 (84%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)	64 校 (100%)
高等学校 (9 校*)	8 校 (89%)	9 校 (100%)	8 校 (89%)	8 校 (89%)	9 校 (100%)

* 小学校：22 年度 141 校、23 年度以降 142 校、高等学校 9 校については定時制も含む。

(ウ) AED の設置

第1 事務の目的・概要

広島市立学校は、子どもたちはもとより、多くの市民が利用する施設であることから、不慮の事態における救命率向上を図るため、AED の設置を進める。

第2 前年度における課題等

「広島市が管理する公的施設等における AED 整備ガイドライン」において、整備優先順位の高い特別支援学校、高等学校、中学校、小学校は、平成 25 年度までに設置が完了した。今後、幼稚園についても、AED を設置する必要がある。

このため、企業や団体からの AED の寄付の拡大に向けて、市のホームページを活用するほか、各学校を通じた地域団体への情報提供など、周知の方法を工夫する。

また、教職員が緊急時に迅速かつ適切に AED を使用できるよう研修を充実させる必要がある。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

平成 26 年度においては、幼稚園に計 20 台（全て寄付）の AED を新たに設置するとともに、本体が耐用年数に達した AED37 台（高等学校 8 校、中学校 26 校、特別支援学校 1 校、小学校 2 校）を更新整備した。

また、養護教諭を対象に緊急時の AED の活用についての研修を実施した。

校種	設置済校数／全学校数	設置校割合
高等学校	8 校／8 校	100%
中学校	64 校／64 校	100%
特別支援学校	1 校／1 校	100%
小学校	142 校／142 校	100%
幼稚園	20 園／20 園	100%

第4 管理・執行状況に関する評価

児童生徒はもとより、地域住民の突然の心停止等の緊急事態に対応できる救急体制整備に向けて、全ての幼・小・中・高等学校及び特別支援学校へ AED を設置できた。

また、教職員が緊急時に迅速かつ適切に AED を使用できるよう研修を充実させる必要がある。

第5 課題及び課題への対応

今後、AED の更新が順次必要となることから、引き続き、企業や団体からの AED の寄付の拡大に向けて、市のホームページを活用するほか、各学校を通じた地域団体への情報提供など、周知の方法を工夫する。

また、各学校に対し、AED の使用方法についての研修を、少なくとも年 1 回計画的に実施するよう周知するとともに、効果的な研修資料等の情報提供に努める。

(参考) AED の設置状況

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	23 校／140 校 (16%)	28 校／141 校 (20%)	36 校／142 校 (25%)	81 校／142 校 (57%)	142 校／142 校 (100%)	142 校／142 校 (100%)
幼稚園	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／27 園 (4%)	1 園／22 園 (5%)	20 園／20 園 (100%)

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 前年度における課題等

教育委員会に対する報告の基準を「原則として事故発生日内に速やかに」と明確にし、指導を徹底したことが一因となり、事故報告件数が平成24年度の266件から平成25年度の306件と40件増加した。事故報告について、校種別・月別・状況別のデータ分析を行うなど、学校事故の発生防止に向けたより具体的な指導の徹底を図る必要がある。

このため、これまで収集したデータ分析のもと、事故状況の傾向を把握したのち、その実例について校長会や研修会で情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、学校事故に対する教職員一人ひとりの認識を深め、学校において緊急時に的確かつ迅速に対応できる連絡体制を整備する取組を進める。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 平成25年度学校事故のデータ分析

教育委員会に報告のあった事故報告について、学校管理下・学校管理外に分け、校種別、発生月別、状況別に分析を行い、平成26年度当初の校長会において、平成25年度の学校事故データを提示した。

2 実例の情報提供

各校長会において、具体的な事例を取り上げ、注意喚起を図った。

3 研修会の実施

8月に全学校の養護教諭を対象として、消防局救急課の職員を講師とした救急処置に関する研修会を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

平成26年度は314件の報告があった。

1 平成25年度学校事故のデータ分析

校種別・状況別に見ると、小学校では休憩時間中に、校舎内を走ったり遊具から飛び降りたりとルールを守らないことで怪我につながった事例が見られた。また、中学校ではボールを扱う運動部活動において、ボールや他の生徒との接触による怪我の事例が多く見られた。

各校長会において、これらの事例をもとに考えられる原因や発生傾向を伝え、具体的な注意喚起を図ることができた。

2 実例の情報提供

大きな事故やトラブルとなっている事案を取り上げ、各校長会で示すことにより、事故防止に対する管理職の意識を高揚することができた。

3 研修会の実施

全養護教諭に対し、具体的な「見立て」の研修ができたとともに、参加者が自ら考え、意見を交換する貴重な場とすることことができた。

第5 課題及び課題への対応

学校事故のデータ分析や実例の情報提供は引き続きしていく必要がある。実例の情報提供については、より具体的な事故事案の情報提供に取り組む。

(参考) 事故報告件数の推移

(件)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体	217	266	306	314

(イ) 通学時の事件・事故の防止

第1 事務の目的・概要

保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進し、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことにより、通学時等に発生する犯罪から子どもを守ることを目指す。
また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 前年度における課題等

大人の目により不審者等の被害から子どもを守るという意識や、子ども自身が被害に遭わないという意識を維持していくため、引き続き「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を継続していく必要がある。また、防犯ブザーについては、平成26年度も引き続き新入学児童全員に配付し、所持率を高めることで子どもの安全の一層の確保を図る必要がある。

通学路の危険箇所については、信号機の増設、歩道の新設や路側帯設置など土地所有者、地域住民、関係機関等の調整が必要であることから、関係機関や地元関係者等の協力を得ながら対策を進めていく必要がある。

自転車通学を許可している全中・高等学校において、自転車通学中の交通事故の減少を図るために、自転車通学を行う生徒に対して自転車安全講習を実施し、「自転車通学許可証」の交付を継続する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 「子どもの見守り活動10万人構想」の推進

約9万6千人の市民等が見守り活動に参加した。

(2) 「子ども安全の日」事業の実施

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

(3) 通学路の危険箇所対策

平成24年度に通学路緊急合同点検を実施した危険箇所158箇所の内、対策未了箇所が12箇所残っていたが、その内6箇所の対策を実施した。

平成26年度に、緊急合同点検を恒常的なものとするため、警察、道路管理者、PTA等関係機関と連携して「通学路安全連絡会議」を立ち上げ、新たな危険箇所12箇所の内、4箇所の対策を実施した。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 全小学校において、「安全意識啓発マップづくり」を行った。

(2) 全幼稚園・学校において、「防犯教室」を開催した。

(3) 「防犯教室」を充実するために、教職員を対象に、不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

(4) 前年度より16校多い、69校において、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を実施

した。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保をより徹底するため、新入学児童全員を対象に防犯ブザーを支給した。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るとともに、見守り活動の一層の活性化を目的として、11月に講演会を開催したほか、各地域での活動を広島市のホームページで紹介した。

(2) 「毎月22日は子ども安全の日」の幟旗や、日常生活における見守り活動者が取り付ける力バン札等を配付した。

5 交通安全教育の充実

全小学校においては、3年生全員を対象として、また、自転車通学を許可している16中学校と全高校においては、新1年生自転車通学生徒を対象として、実技講習及び自転車交通安全テストを実施し、自転車運転免許証・自転車通学許可証の交付を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 見守り・巡回活動の推進

各小学校では、毎月の行事予定表の22日の欄に「子ども安全の日」と記載して保護者や地域に配布し、防犯ブザーの点検等を実施した。保護者や地域の方々に対する意識啓発を図ることができた。

また、「通学路安全連絡会議」で、重点課題を設定し危険箇所を抽出した後、合同点検を実施し、改善につなげることができた。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

全小学校において「安全意識啓発マップづくり」を通じて危険を予測する力を育成するとともに、全幼稚園・学校において、発達段階に応じた「防犯教室」を実施することで、対処能力の育成を図ることができた。

また「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組も広がりを見せている。

3 登下校体制の整備

全小学校において、入学式の日に、新入学児童全員に防犯ブザーを配付するとともに、使い方の説明を行った。また、毎月22日の「子ども安全の日」を中心として、所持確認や点検を行うことで、自分の身は自分で守る意識を高めることに役立っている。

4 子どもを守るまちづくりの推進

広島市安全なまちづくり功労表彰を受賞した新たな25の個人・団体を広島市のホームページに掲載し、取組の紹介を広報することにより、該当者の日々の尽力に報いるとともに、他地区への良い事例紹介となった。

5 交通安全教育の充実

道路交通局と連携し、全対象校において講習及びテストを実施し、自転車運転免許証・自転車通学許可証の交付を行うことで、交通安全に関する児童生徒の意識啓発を行うことができた。

第5 課題及び課題への対応

幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の方々に対し、不審者等から子どもを守るための様々な

取組を実施しているが、危機管理意識を維持するためには、これらの取組を継続して行っていく必要がある。

通学路の合同点検を行った危険箇所の内、平成 24 年度緊急合同点検分の対策未了箇所 6 箇所と平成 26 年度合同点検分の対策未了箇所 8 箇所について、引き続き関係機関と連携し対策を講じができるようにするとともに、既に対策を実施した箇所について、検証を進めていく必要がある。

通学時の交通事故報告件数が増加しているため、全対象校において講習及びテストを引き続き実施し、自転車運転免許証及び自転車通学許可証の交付を行うとともに、報告の内容を具体的に分析し、対応策を検討する必要がある。

(参考)

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
10 万 人 構 想	組織的な見 守り活動者数	3 万 5,300 人	3 万 4,800 人	3 万 7,200 人	3 万 3,900 人	3 万 4,000 人
	日常生活に組み込 めた見守り活動者数	5 万 1,400 人	5 万 4,800 人	5 万 4,800 人	6 万 0,200 人	6 万 2,000 人
	合計	8 万 6,700 人	8 万 9,600 人	9 万 2,000 人	9 万 4,100 人	9 万 6,000 人
通学路 合同点検	H24 年度 実施	—	—	121／158 箇所	146／158 箇所	152／158 箇所
対策済 箇所数	H26 年度 実施	—	—	—	—	4／12 箇所
しあわせのひまわり 実施校数		23 校	35 校	45 校	53 校	69 校
全児童防犯 グザ一携帯率		49%	52%	57%	60%	61%
通学時交通事故 報告件数		—	69 件	83 件	94 件	113 件

(ウ) 災害時の安全確保

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理についての学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 前年度における課題等

大規模災害発生時に自分の身の安全を確保するため、児童生徒自身に判断力及び行動力を確実に身に付けさせる必要がある。

また、各学校の防災マニュアルを、より実効性のある内容とする必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 研修会の開催

平成26年8月、全幼稚園・学校の教職員を対象として、仙台市教育委員会の職員を講師として招へいし、「震災を乗り越えて～仙台市の防災教育～」と題した子どもの安全に係る研修会を開催した。

2 平成26年8月20日の豪雨災害への対応

(1) 児童生徒の安否確認

全幼稚園・学校に対して、安佐南区及び安佐北区に在住する幼児児童生徒の所在確認及び避難所等へ避難している幼児児童生徒の安全確認を実施した。

(2) 通学路の安全確保

今回の災害による危険箇所の有無や通学路等の状況について確実に把握し、見守り体制の強化等適切な対応をとること、また、学校のみでは対応できない危険箇所について至急報告することを徹底した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 研修会の開催

東日本大震災の体験談とその後の仙台市の防災教育について、全幼稚園・学校の教職員が話を聞くことができた。自助・共助の視点を持ち、各教科等で進める学習を具体的に聞くことができた。

2 平成26年8月20日の豪雨災害への対応

この度の災害は、夏期休業中の深夜に発生したことから、研修で学んだ危険を察知して逃げるといった行動に直接的に結びつかなかつた。

また、夏季休業中であったため、学校においては、旅行等連絡がつかない家庭もあり、最後の一人を確認するまでに日数がかかった。

第5 課題及び課題への対応

防災教育について先進事例を学ぶ研修会を開催したが、全幼稚園・学校対象の研修であったため、具体的な事例が別校種の職員に伝わりにくかつた。校種別の講師を招へいし、幼・小・中・高に分けた研修を行う必要がある。

幼児児童生徒の安否確認や当初の避難所運営などの災害対応は、どの学校でも起こりうること

から、豪雨災害における該当学校長の体験を全幼稚園長・学校長が共有する必要がある。

豪雨災害や震災を踏まえ、危機管理室及び消防局と連携し、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域に敷地の掛かる幼稚園・学校においては、各防災マニュアルを、関係職員の助言を受けながらより実効性のある内容に改訂し、梅雨時期や台風時期等の災害に備える必要がある。また、可能な範囲で、家族で就寝する部屋を話し合う等、日々の家庭生活の中での意識付けも必要である。

(参考) 研修会の開催

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施日	H24.9.14	H25.8.26	H26.8.8
タイトル	東日本大震災から学ぶ学校 の防災管理・防災教育	震災を乗り越えて ～兵庫の防災教育の試み～	震災を乗り越えて ～仙台市の防災教育～
講師	東北大学教授 佐藤健	兵庫県小学校主幹教諭 坂本和宏	仙台市教育委員会主幹兼係長 猪俣亮文

ウ 安全でおいしい給食の推進

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

また、学校給食費の未納対策を推進する。

第2 前年度における課題等

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応については、除去食の調理等について栄養教諭・調理員等に対する指導の充実を図る必要がある。

また、給食時の誤食等を防ぐため、適切なアレルギー対応について、教職員のより一層の理解を深める必要がある。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び衛生管理マニュアルに基づく食品の取扱い等について、更なる周知徹底を図る必要がある。

また、納入業者・配送業者に対しても、国が示す学校給食衛生管理基準や各種衛生マニュアルの周知徹底を図る必要がある。

3 ドライ運用の推進

調理器具の適切な活用方法や作業動線の工夫等により、ドライ運用（雑菌等の発生を抑制するため、作業などの工夫により床を乾燥させた状態で調理を行う方法）を進める必要がある。

4 給食用食器等の改善

学校給食センター受配校の食器（薄手のステンレス製）は、汁物を入れると熱くて素手で持ちにくい、見た目が悪いなどの課題があるため、平成24年度から計画的に合成樹脂製食器への変更を行っており、引き続き進める必要がある。

併せて、中学校のデリバリー給食のランチボックスは、蓋を閉めると残食の確認ができず、指導がしにくいという課題があるため、平成24年度から計画的に蓋が半透明のランチボックスに変更しており、引き続き進める必要がある。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

五日市地区学校給食センター施設の老朽化が進み、ボイラーや給排水設備の故障が相次いでおり、施設のトラブルによる調理不能が発生した場合、安定した学校給食の提供が困難なことから、対応についての早急な検討が必要である。

（参考）五日市地区学校給食センターの概要（平成26年5月1日時点）

学校給食センター	建築年次（耐用年数）	経過年数	提供校数	児童・生徒数
五日市北地区学校給食センター	昭和50年1月（38年）	39年	12校	4,575人
五日市中央地区学校給食センター	昭和40年4月（34年）	49年	6校	3,831人
五日市南地区学校給食センター	昭和59年9月（38年）	29年	4校	2,524人

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

督促事務における市と学校の役割分担や市が督促に着手する場合の基準等について明確にするため、各学校における未納の状況を調査し、過年度分の未納・滞納者及び未納・滞納額を正確に把握する必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

全ての自校調理場(120施設)及び学校給食センター(6施設)において実施している食物アレルギー除去食調理(乳・卵・エビ・カニの4品目を除去)が確実に行えるよう、調理場や教室での対応、誤配や誤食等を防ぐための校内体制等について研修会を実施し、更なる意識統一を図った。

2 衛生管理の強化

学校給食関係職員に対し、研修会等を通じて、ノロウイルス食中毒防止・その他衛生管理のポイントについて周知するとともに、ノロウイルス流行時期にはリーフレット等を配布し、更なる衛生管理の徹底を図った。また、ウイルス等の付着や拡散を防ぐため、調理場のトイレについて、自動式の手洗い設備等を整備した。

中学校給食調理委託業者及び学校給食用物資の納入業者・配送業者に対し、手洗い、清潔な作業衣着用等、給食物資配送時の衛生管理の徹底を通知するとともに、講習会を実施した。

3 ドライ運用の推進

研修会等において、ドライ運用推進のための作業動線や作業工程の工夫をテーマにグループ協議や演習を行った。

4 給食用食器等の改善

給食センターの食器は、平成24年度の五日市南地区(受配校:小学校3校、中学校1校)、平成25年度の五日市中央地区(受配校:小学校4校、中学校2校)に続き、平成26年度は五日市北地区(受配校:小学校8校、中学校4校)の給食センターについて、合成樹脂製に変更した。

中学校のデリバリー給食のランチボックスは、平成24年度から蓋が半透明のランチボックスに順次変更しており、平成26年度までに6業者中3業者のランチボックスの変更が完了した。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

老朽化への対応策を検討した結果、次の方針で建て替えることを決定した。

- (1) 特に老朽化が進み、施設の耐用年数を超えている五日市北地区及び五日市中央地区の2つの給食センターを集約し、建て替える。
- (2) 五日市南地区の給食センターについては、耐用年数に達していないこと等から当面は引き続き稼働させるが、今後の建替え・集約も視野に入れ、施設規模は12,000食/日とする。
- (3) 建替えの手法は、安全・安心が担保できることを前提に、様々な観点から検討した結果、最も優れている可能性がある民設民営とする。

この民設民営の事業者は公募型プロポーザル方式で選定することにし、平成29年4月稼働を目指し、プロポーザルを開始した。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

市が督促事務に着手する基準の策定に向け、平成26年7月に新たにOB嘱託職員(3人)を健康教育課に配置し、未納・滞納が発生している学校を訪問し実態調査を行うとともに、他都市の状況の調査や関係部署との協議を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー除去食対応ならびに校内での連携等について、研修を行い、誤配や誤食の発生を防ぐことができた。

また、養護教諭等を対象とする研修を実施したことで、適切なアレルギー対応について、教職員のより一層の理解を深めることができた。

2 衛生管理の強化

厚生労働省からの平成26年2月24日付け通知（食安監発0224第2号）「ノロウイルスによる食中毒の発生予防について」を受け、調理従事者に不顕性感染者がいることを前提とし、①適切な手洗い（方法やタイミング）、②手袋の適切な交換、③塩素系消毒剤等を用いた消毒、④調理従事者の健康管理、⑤作業着等の衛生的な管理について再点検を行い、更なるノロウイルス食中毒防止の徹底が図られるよう、全ての学校給食調理場に指導を行った。これらの内容について、今後も定期的な指導を継続する必要がある。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用が効果的に行われるよう、必要な調理器具の計画的な整備にあわせて、それらの器具の適切な活用方法等も引き続き十分に周知していく必要がある。

4 給食用食器の改善

給食用食器を改善した学校給食センターにおいては、児童から、「汁物を入れた時に熱くないから持ちやすくなった。」「口触りがやさしくなった。」などの声が上がっている。

デリバリー給食のランチボックスを改善した中学校においては、担任の先生から「蓋が半透明になり、生徒の残食の確認ができるため、指導しやすくなった。」という声が上がっている。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

民間事業者による民設民営で建て替える方針を決定し、年度内に民間事業者の公募を開始した。新たな給食センターの平成29年4月の稼働に向か、今後、計画的に事業推進する必要がある。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

実態調査により、徴収困難事例や学校における未納対策や督促事務の処理状況が把握できた。

今後、他都市事例等を踏まえ、市が未納督促事務を行うにあたっての方針や給食費会計に係る事務マニュアル等を定める必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 食物アレルギー対応の充実

今後も継続して適切な対応ができるよう、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）の内容を踏まえ、栄養教諭・調理員等に対し、調理除去や代替食の扱いに係る研修会等を実施する。また教職員に対してもアレルギー対応についての周知・徹底を図る。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び危機管理対応について、更なる周知徹底を図るとともに、専門家による衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図る。

また、納入業者・配送業者へは、国が示す「学校給食衛生管理基準」等の周知徹底を図る。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備にあわせて、器具の適切な活用方法

や作業動線の工夫などについて、栄養教諭・調理員等を対象とする研修会を実施する。

4 給食用食器の改善

平成 27 年度には、新たに阿戸地区学校給食センター（受配校：小学校 1 校、中学校 1 校）、可部地区学校給食センター（受配校：小学校 5 校、中学校 3 校）、湯来地区学校給食センター（受配校：小学校 3 校、中学校 2 校）の食器の変更、1 業者（受配校：中学校 8 校）のランチボックスの変更を予定している。

今後も計画的に食器及びランチボックスの変更を進める。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

民設民営の民間事業者を選定するため、平成 26 年度末に開始した公募型プロポーザルについて、8 月中に事業候補者を選定し、9 月議会において 15 年間の委託契約に係る債務負担行為の設定が議決された後に、事業者との契約締結を行う。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

平成 27 年度に市が督促事務に着手する基準について決定し、給食費会計に係る事務マニュアル等の策定、校長会での周知や事務職員への説明会等を行った後、市の督促を開始する。

工 食育の推進

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が課題となっている。

広島市では、現在、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第2次広島市食育推進計画」(計画期間：平成23～27年度)及び学校指導要領(平成21年度改訂)に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 前年度における課題等

1 教職員研修等の実施

食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教職員研修の充実を図るとともに、残食の減少に向けた取組をはじめ、食育の効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する必要がある。

2 給食献立の充実

献立の工夫に努め、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する必要がある。

また、各学校の特色や地域性を生かした独自献立の取組を促進するため、献立や食材、食材の生産者等についての情報提供に努める必要がある。

3 地場産物の活用促進

地産地消の促進のため、引き続き「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

効果的な推進に向け、保護者啓発や、家庭、地域と連携した取組を一層推進する必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

デリバリー給食実施校の残食率が依然として高いことから、残食の減少に向けた食育の取組の一層の充実を図る必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

小・中学校における効果的な食育推進に向けて、教務主任を対象に年間指導計画のあり方、食育推進担当者を対象に取組の実践事例、栄養教諭・学校栄養職員を対象に個に応じた食育指導の実際等について、それぞれ研修を実施するとともに、小・中学校に対し、児童生徒への指導資料、保護者への啓発資料を作成し、情報提供した。

2 給食献立の充実

学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月19日に「食育の日（わ食の日）の献立」を実施したほか、「郷土食の日」「行事食の日」等の特色ある献立を実施した。

また、自校給食の学校では、学校が独自に献立を作成する「独自献立」を年間数回実施し、地域の食材を使った献立、児童生徒が考えた献立などを提供した（55校延べ141回）。

さらに、給食センターにおいても、児童生徒から地場産物を活用した献立を募集し、「独自献立」を実施することができた。(1回)

3 地場産物の活用促進

第2次広島市食育推進計画の評価指標の一つである「学校給食における地場産物の使用割合30%以上(品目ベース)」の達成に向け、「地場産物の日」を毎月4回実施した。

また、生産者・市場関係者・関係部局等を構成員とする「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を年間3回実施し、地場産物の学校給食への供給が可能な時期・量について協議の上、献立作成を行うなど、地場産物の安定確保に努めた。

4 家庭と連携した食育の推進

食育だよりを月1回発行するとともに、フェイスブックを立ち上げ、学校の取組や食育授業、特色ある給食献立の紹介等を随時掲載した。

5 残食の減少に向けた取組

教職員研修会等で、残食の減少に成果を上げている学校の実践事例発表を行ったほか、指導資料等の情報提供を行った。特にデリバリー給食について、家庭と連携して残食減少に取り組むため、保護者試食会に栄養士が出向き、デリバリー給食は成長期に必要な栄養素を考慮して献立を作成していることなどを説明した。また、小学6年生の児童に対し、中学校入学前の3月に成長期に必要な栄養素やバランスの良い食生活などを内容とする食育の啓発資料を作成・配布した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 教職員研修等の実施

教職員研修は、食育推進上の課題に即した研修を実施することができ、多くの学校で様々な取組が行われるようになってきた。今後は、各々の取組を学校の全体計画の中に適切に位置づけ、組織的・計画的に行うための工夫等について研修を深める必要がある。

2 給食献立の充実

「食育の日（わ食の日）」「郷土食の日」「行事食の日」等の特色ある献立や独自献立が、学校給食の生きた食育の教材として活用されてきている。

3 地場産物の活用促進

地場産物の活用割合は平成25年度の24.6%から36.5%に増加し、第2次広島市食育推進計画の目標値30%は達成した。安定した地場産物の活用を継続するため、引き続き供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

フェイスブックについては、市民への認知も広がっており、より多くの方に興味を持ってもらえるよう内容等についてさらに工夫する。

5 残食の減少に向けた取組

自校方式、センター方式の学校の残食率が減少傾向にある中、デリバリー方式の学校については、増加していることから、その原因分析を行うとともに、分析結果を踏まえた取組を推進する必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 教職員研修等の実施

食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教務主任、食育推進担当者等に対し、その職務内容に応じた内容で研修の充実を図るとともに、引き続き各校の効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する。

2 給食献立の充実

今後も学校給食を生きた教材として活用するため、献立の工夫に努める。

また独自献立については、食育推進の有効な手段の一つであることから、自校給食の学校において今後も継続して実施するとともに、給食センターにおいては実施の拡大を図る。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において引き続き生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等に食育の周知啓発を行うため、今後もフェイスブックや食育だよりなどを活用し、広く周知啓発を行うとともに、掲載内容の充実を図る。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食においては、引き続き残食の状況把握と原因分析を行い、具体的な対応策を検討し、できることから実施する。また、校長会や教職員研修等において、残食の減少や食育推進に成果を上げている学校の具体例について、積極的に情報提供する。

(参考 1) 地場産物(広島県内産) の品目ベースでの活用割合 (%)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
活用割合	24.0	27.0	25.9	22.6	24.6	36.5

(参考 2) 残食率 (%)

区 分	小 学 校		中 学 校			
	自校	センター	自校	センター	デリバリー	
平成 22 年度	3.0	2.5	5.5	(13.9)	6.2	9.9
平成 23 年度	2.4	2.0	4.2	15.1	4.1	8.6
平成 24 年度	2.2	2.0	3.3	15.3	3.7	7.8
平成 25 年度	2.1	1.9	3.3	15.4	3.4	8.5
平成 26 年度	1.8	1.6	2.9	18.8	2.4	7.2

※ デリバリー給食については、平成 23 年度以降、残食量の計測方法を変更しているため、平成 22 年度の残食率は参考値として掲載している。

1 学校教育に関する事務
(8) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 前年度における課題等

私学助成の充実については、国・県が行う助成を補完する立場から、引き続き、国・県に対し要望していくとともに、本市としても助成について可能な限り予算の確保に努める必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 私立幼稚園に対する助成

市内の私立幼稚園 91 園を対象として、教材教具整備費、教職員研修費及び私立幼稚園施設整備資金借入金利子並びに就園奨励費の交付にかかる事務費について助成した（助成額 4,488 万 9 千円）。

2 私立中学校に対する助成

市内の私立中学校 11 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 161 万 6 千円）。

3 私立高等学校に対する助成

市域の私立高等学校 22 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 4,709 万 3 千円）ほか、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」として、指導者招へい費用や指導教育研修費等について助成した（助成額 813 万 1 千円）。

4 外国人学校に対する助成

広島インターナショナルスクールを対象として、教職員研修費について助成した（助成額 30 万 7 千円）。

第4 管理・執行状況に関する評価

私学助成については、関係団体等から、予算の増額や補助制度の改善等、助成内容の充実の要望が出されている。平成26年度は、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」について助成額を増額した。

第5 課題及び課題への対応

関係団体からの要望に基づき、平成27年度から、特に要望の強い広島市私立幼稚園協会に対する事務費補助を新たに開始するとともに、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」について、引き続き予算を増額した。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、留守家庭子ども会事業実施のための専用室を設ける。

2 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通した体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

3 留守家庭子ども会事業の実施

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館を整備している学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、留守家庭子ども会事業を実施する。

第2 前年度における課題等

1 児童館の整備

現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までにかなりの年数がかかること、また、留守家庭子ども会事業の見直しに伴う、老朽化したプレハブ施設等の改善、大規模・過密クラスの解消を図るために児童館を早期に整備する必要がある。

また、昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館については耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等は、耐震補強工事を実施する必要がある。

このため、児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

また、昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館を対象に、平成26年度から3年間で耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等については、平成30年度までに耐震補強工事を実施する。

2 放課後プレイスクール事業の実施

地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じた事業実施についても検討し、新規実施か所の拡大を進める。

3 留守家庭子ども会事業の実施

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度（予定）から、受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるとともに、事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることが義務付けられることとなつたことを契機に、これまで問題となっていた、老朽化した施設の改善、大規模・過密クラス

の解消、多様な就労形態に対応する入会基準の見直し、保護者負担としていた空調設備の維持費の負担の見直し、職員体制の強化などの課題の解消に本格的に取り組み、提供体制を整備し、良質なサービスを提供するためには、福祉サービス事業として再構築する必要がある。

今後、福祉サービスとして、留守家庭子ども会事業を、持続的かつ確実に実施するためには、利用している者と利用していない者との公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮しながら、サービスの向上に見合う負担を保護者に求める必要がある。

このため、提供体制の確保、課題の具体的な解消策とその実施時期等についての対応案を検討する。

学校施設等の活用によるクラスの増設が困難な学区については、平成 26 年度から、民間事業者への補助制度を創設し、民間の放課後児童クラブを活用して対応する。

第3 平成 26 年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

平成 27 年度の開館に向けて、大芝児童館の新築工事を行うとともに、平成 28 年度の開館に向けて、川内児童館の実施設計等を行った。

また、昭和 56 年の新耐震基準以前に建設された児童館のうち 4 館について耐震診断を行った。

2 放課後プレイスクール事業の実施

平成 26 年度は、12 か所で実施した。

3 留守家庭子ども会事業の実施

入会希望者の増加に対応するため、小学校の余裕教室や小学校敷地内に設置したプレハブ施設を活用して 11 クラス増設した。学校施設等の活用によるクラスの増設が困難な学区に対応するため、民間事業者への補助制度を創設し、民間事業者を公募し、民間の放課後児童クラブを 10 クラス開設した。これにより、平成 26 年度は、民間の放課後児童クラブを含め 191 クラスで実施した。

また、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定め、平成 27 年度の利用に向けて、各留守家庭子ども会に定員を設定するとともに、利用手続を明確にした。

なお、サービスの提供体制の確保とその実施時期等については、対象年齢の拡大が与える影響も見極めながら、その対応案を策定することとした。

(参考) 児童館の整備館数等の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童館の整備館数	106 館	107 館	108 館	110 館	111 館
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	12 校	14 校	15 校	14 校	12 校
留守家庭子ども会事業の実施クラス数	156 クラス	159 クラス	163 クラス	170 クラス	191 クラス (民間含む)

第4 管理・執行状況に関する評価

1 児童館の整備

大芝児童館の整備完了により、141 小学校区中 111 学区（整備率 78.7%）を整備することができた。

2 放課後プレイスクール事業の実施

児童館の整備に伴い実施か所が 2 か所減少した。また、新規実施か所数を増加させることはできなかった。

3 留守家庭子ども会事業の実施

平成 26 年度における実施クラス数は 191 クラスであり、大規模化・過密化の解消や対象年齢の拡大等に伴う入会希望者の増加に対応するため、平成 25 年度に対し 21 クラス（民間放課後児童クラブを含む。）増設した。

第 5 課題及び課題への対応

1 児童館の整備

現在の 3 年に 4 館の整備ペースでは、整備完了までにかなりの年数がかかること、また、留守家庭子ども会事業の見直しに伴う、老朽化したプレハブ施設等の改善、大規模・過密クラスの解消を図るために、児童館を早期に整備する必要があるため、引き続き児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

また、昭和 56 年の新耐震基準以前に建設された児童館を対象に、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等については、平成 30 年度までに耐震補強工事を実施する。

2 放課後プレイスクール事業の実施

引き続き、地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じた事業実施についても検討し、新規実施か所の拡大を進める。

3 放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）事業の実施

平成 27 年度については、利用申込みを受け付けた結果、5 月 1 日現在で 32 学区において、それぞれ設定した受入定員を超えた 247 人の児童が待機となっているため、補正予算を計上しクラスの増設に取り組む。なお、待機が解消するまでの間、児童館がある学区においては、放課後、学校からの直接来館で、当面児童の安全な居場所の確保に努める。

また、放課後児童クラブの今後の事業運営にあたっては、この事業を福祉サービス事業として再構築し、施設の老朽化対策やサービスの提供体制の整備など、従来からの課題の早期解消を図るとともに、放課後児童クラブの安定的な運営や提供するサービス内容の一層の向上を実現できるよう、対応策を検討する。こうした取組を進める中で、利用している者と利用していない者の公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮し、保護者負担を求めるについて検討する。また、その際には、経済的な事情により入会できない子どもが出ることのないよう、減免制度を検討する。

イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

第1 事務の目的・概要

少年の犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるため、警察や地域団体、保護者等と連携し、非行防止対策を総合的に推進することにより、少年の非行防止から立ち直りまでの一貫した支援に取り組む。

第2 前年度における課題等

暴走族についてはこれまでの取組により激減しているが、平成25年末に1グループ4人が組織されており、暴走族に発展するおそれがある非行少年グループ等とともに予断を許さない状況があるため、警察、学校、地域の関係機関などと連携し、暴走族の解散に向けた対応を強化する。

また、悪質化が進み動向把握が困難になっている非行少年グループ等に的確に対応していくためには、非行少年グループ等の活動が目に触れる地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、早期発見、早期指導等が実施できる取組が必要である。このため、各地区の青少年指導員と協力し、い集状況等の地域情報の収集に努めるとともに、共同して街頭補導活動等を実施する。

ネット上のいじめ等の早期発見、早期対応の強化を図るため実施しているネットパトロールについては、職員による実施体制では執務時間外でのリアルタイムな問題発見が難しいことや、サイトの閲覧領域が限られているため、検索技術が高く、サイト閲覧領域の広い専門業者によるネットパトロールを導入し、職員によるパトロール体制との併用により、監視を強化する。

さらに、平成25年9月に福山市が県警と協力して「少年サポートセンターふくやま」を開設し、非行防止に効果があがっていることから、本市においても、少年非行対策の一層の強化を図るために、福山市での取組を参考しながら、県警との効果的な連携方策や少年サポートセンターの設置に向けての協力のあり方について、県警本部との協議を進める。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 暴走族・少年非行防止相談センター運営

(1) 相談指導事務

電話相談、面接相談等により、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

(2) ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを開始し、学校等へ情報提供を行った。内容によってはサイト管理者に書き込み等の削除を依頼するとともに、事件性のあるものは県警に通報するなど、迅速かつ適切に対応した。

2 非行防止活動推進事業

(1) 非行防止啓発活動

ア 青少年の健全育成や地域の安全・安心に関する行事等に参加し、非行防止や非行からの立ち直りのためのチラシ配布等の啓発活動を、非行少年対策活動ボランティアを活用して4回行った。

イ 学校、地域を対象に、少年の立ち直りに関する専門家を招いて、少年の自立や非行からの

立ち直りをテーマとする「非行少年問題学習会」を1回、85人に対して開催した。

ウ 少年の非行問題に見識の高い講師を招いて、非行問題を様々な角度から考えていく「少年非行対策セミナー」を行い、493名の参加があった。

(2) まちぐるみ非行防止・連携促進活動

地域、学校、警察、行政が密接に連携し、声かけ活動や青少年健全育成関係者研修会等、地域の特性や区の実情に応じた非行防止に関する取組を推進した。

(3) 非行防止地域巡回事業

各地域を巡回している青少年指導員と連携し、問題行為少年の早期発見及び早期指導のため、年間約1,650人の青少年に対し街頭補導活動を行うとともに、環境浄化活動等を実施した。

3 非行防止自立支援事業

(1) 居場所づくり支援

暴走族の加入防止や非行少年等の立ち直りを図るため、地域奉仕活動等の活動団体に対し、活動費を助成し、少年たちの居場所づくり活動を支援した。

(2) 就学・就労サポート

非行少年の立ち直りを図るため、就労や学習に関する助言や指導を実施した。

4 非行少年対策関係機関連携事業

学校、警察、施設、関係機関が集う非行少年対策関係機関連絡会議に参加し、実態を把握するとともに各機関の役割について確認し、緊密に連携を図った。

5 街頭補導活動

問題行為少年の早期発見及び早期指導のため、祭礼時や週末等に、公園や娯楽施設等で街頭補導活動を実施し、少年への声かけ活動を行った。また、月に1度中央署の少年育成官と市内中心部において合同街頭補導活動を実施した。

6 「少年サポートセンターひろしま」の設置

広島市教育委員会と広島県警察が緊密に連携し、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、市教委職員と県警察職員が常駐する「少年サポートセンターひろしま」の設置について、関係機関等と協議、調整を行い、平成27年3月に本市と県警で協定を締結した。

第4 管理・執行状況に関する評価

広島市域を活動拠点とする暴走族対策については、県警との連携を強化し、街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化等、関係機関が連携した官民一体となった総合的な取組を実施した。依然として暴走族1グループ5人が組織されているが、い集、集会及び祭礼等における示威行為は認められなかった。

ネットパトロールについては、個人を誹謗中傷したブログを発見し、生徒指導課へ情報提供を行い、迅速に解決を図るなど、ネット上のいじめ等の早期発見、早期対応を行うことができた。

(参考) 暴走族のグループ数・構成員数（広島市域における数値）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
暴走族のグループ数	3グループ	0グループ	1グループ	1グループ	1グループ
暴走族構成員数	14人	0人	5人	4人	5人

第5 課題及び課題への対応

暴走族対策については、警察、学校、地域の関係機関などと連携し、解散に向けて粘り強く対応する必要がある。また、少年の暴走族への加入を防止するために、非行少年グループ等の動向を把握する必要がある。

さらに、中学校卒業後の高校へ進学しない少年の再非行率（約7割）が全国に比べて高いことから、少年の居場所づくりを行うなど自立を促し、再非行率を抑制する必要がある。このため、市教委職員と県警職員が常駐する少年サポートセンターを設置し、県警、学校、地域の連携を一層緊密にしながら、非行防止から非行少年の立ち直り支援までの一貫した取組を実施する。

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、フィルタリングの普及を促進し、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 前年度における課題等

1 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

未登録となっている家電量販店等があるため、登録店の拡大に努める必要がある。

このため、平成26年度は未登録となっている家電量販店等に対して登録申込みを呼びかける。

2 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は少しずつ増加しているものの、講習会の講師として実際に活動できる者はまだ少ないという課題があるため、講習会の講師として活躍できる人材を増やす必要がある。

このため、研修の充実や教材の開発等の取組を進める。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 10オフ運動の推進

全市立小・中学校、PTA、電子メディア協議会、教育委員会が一体となって、「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない。遅くとも10時までには電源を切る。」、「家庭で話してスマートフォン等の使用に関するルールをつくる。」という10オフ運動の取組を平成27年2月から開始した。

2 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方にについて考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」(10月～11月)を実施し、16,263人の参加を得た。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年と携帯電話との健全な関係づくりの推進に協力することを宣言する販売店に登録証及びステッカーを交付する「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店」制度について、家電量販店にも登録申込みの呼びかけを行い、登録店は128店舗となった。

4 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を平成27年2月に開催し、新たに30人をインストラクターとして認定した。

電子メディアに関する講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒、教職員等を対象に開催し、延べ10,227人の参加を得た。

(参考) 事業参加人数等の推移

(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ノー電子メディアー推進事業の参加人数	18,034	17,435	16,263
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	34	27	32
電子メディア・インストラクター新規認定者数	33	25	30
電子メディアに関する講習会の参加人数	5,885	13,208	10,227

第4 管理・執行状況に関する評価

1 10 オフ運動の推進

広島市小学校長会、広島市公立中学校長会、広島市 PTA 協議会、広島市電子メディア協議会、教育委員会を構成団体とする「広島市電子メディアと子どもたちに関する関係者会議」を設置し、実施に向けた取組内容の協議を行い、関係機関と連携して効果的な取組を開始することができた。

2 ノー電子メディアー推進事業の実施

参加者に対するアンケート調査では、80.2%が参加してよかったですと回答しており、各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図るための契機を提供することができた。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内全ての携帯電話販売店が登録しており、未登録となっている家電量販店に対して積極的に呼びかけを行った結果、新たな登録を得ることができた。

4 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は少しずつ増加しているものの、研修の充実や教材の開発が進まなかつたことから講習会の講師として実際に活動できる者はあまり増えなかった。

電子メディアに関する講習会の開催については、平成 25 年度と比較して 2,981 人参加者が減少したものの、10,227 人の参加があった。

第5 課題及び課題への対応

電子メディア・インストラクターの養成について、講習会の講師として実際に活動できる者が少ないという課題があるため、電子メディア協議会と連携しながら、引き続き研修の充実や教材の開発を進める。

10 オフ運動について、取組の実効性を高めるために、市立小・中学校一斉に年間 2 回（7 月、12 月の第 2 週）の強化週間を設け、生活リズムカレンダーを活用した生活習慣等の振り返り等の取組を実施する。

工 青少年総合相談センターにおける支援

第1 事務の目的・概要

青少年をめぐる環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化しているため、青少年に係るあらゆる問題の解決支援を目的に、専門的立場から総合的に相談等を行う。

第2 前年度における課題等

相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えていることから、個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていく必要がある。

このため、引き続き、学校や子ども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、民間を含めた新たな連携先の情報収集・開拓に努めるほか、きめ細かく適切な支援方法を検討する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医が、年間約2,500件の面接及び電話相談を実施した。そのうち、いじめに関する相談「いじめ110番」については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

(参考) 青少年相談の主な相談件数の推移

(件)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
友達関係	999	756	573	379	250
不登校	796	620	673	467	578
子育て	259	452	462	385	349
その他*	1,379	1,406	1,543	1,280	1,299
計	3,433	3,234	3,251	2,511	2,476

*進路、神経症的問題、いじめ、反抗・乱暴など。

第4 管理・執行状況に関する評価

学校等関係機関と連携を密にしながら、相談を実施することによって問題解決に向けた適切な支援ができた。

第5 課題及び課題への対応

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化等により、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えており、個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていかなければならないという課題がある。

このため、引き続き、学校や子ども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、民間を含めた新たな連携先の情報収集・開拓に努めるほか、きめ細かい支援の充実を図るために、より適切な支援方法を検討する。

才 地域団体等の活動の支援

第1 事務の目的・概要

本市の青少年健全育成に資するとともに社会教育の一層の振興・発展に資することを目的に、地域団体等が行う公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行う。

第2 前年度における課題等

地域団体等が実施する事業に対し継続して事業補助を行い、団体の活動を支援する。

第3 平成26年度における管理・執行状況

各種団体等が実施する以下の事業に対し、総額で約3,240万円の事業補助を実施した。

広島市PTA協議会については、小・中学校単位PTA相互の連携を図り、研修を通してPTA活動の活性化、家庭教育及び社会教育の振興を図ること等を目的とした事業のうち、委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行った。

広島市子ども会連合会については、異年齢集団の中で子ども達に豊かで多彩な体験の機会を与えた、交流活動を推進することにより、地域における青少年の健全育成を図ることを目的とした事業のうち、球技大会の開催や指定都市子ども会ジュニアリーダー大会研修生派遣等の事業に対して補助を行った。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども110番の家」の推進等の事業に対して補助を行った。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市地区保護司会連絡協議会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会については、青少年の健全育成に資する事業に対して補助を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し、適正に事業補助を行い、団体の活動を適切に支援することができた。

第5 課題及び課題への対応

今後も各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し継続して事業補助を行い、団体の活動を支援する。

力 青少年教育施設の管理運営等

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

青少年野外活動センターは(公財)広島市文化財団所有の施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助する。

第2 前年度における課題等

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するために、利用者ニーズを踏まえた管理運営に努める必要がある。また、いずれの施設も築30年以上が経過しているため、各施設において適切な維持補修を行ったが、いずれの施設も築30年以上が経過しているため、引き続き、施設の老朽化への対応を適切に行う必要がある。

特に、青少年センターについては築年数が49年を経過しており、適切な修繕を行うとともに建て替えを検討する必要がある。

このため、平成26年度においても、各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施するとともに、必要に応じて適切に修繕等を行う。また、青少年センターについては中央公園周辺の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、適時に青少年のニーズ把握等も行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

築40年が経過しており、野外活動センター利用者が退所時に提出する「チェックシート」では、施設面での整備を求める声が寄せられており、また、本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であることから、利用者の満足度向上のために施設の維持管理及び施設の老朽化への対応を適切に行う必要がある。

このため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 青少年教育施設の管理運営

青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を適切に行わせるとともに、各施設の特性を生かした主催事業を実施した。また、施設の修繕については、必要に応じて適切に実施した。

平成26年8月20日の豪雨災害により、三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの一部に被害にあったが、速やかに応急復旧工事を行い、被害の拡大を防ぐとともに、被害を最小限に抑え、本復旧工事に着工した。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

施設の管理運営や主催事業を行うための経費を補助した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の主催事業でのアンケートの実施や、意見箱等を設置することにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営を行うとともに、広報の充実や施設の特性を生かした主催事業を実施した結果、目標利用者数を上回る利用があり、目標を達成できた。

各施設において適切な維持補修を行い、円滑な施設運営ができた。

(参考) 利用者数の推移

(人)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
青少年センター	目標	219,600	219,600	219,600	224,800
	実績	238,576	276,890	237,768	234,266
似島臨海少年 自然の家	目標	46,150	46,200	46,250	47,300
	実績	47,189	47,983	46,528	47,304
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	96,900	96,950	97,000	110,700
	実績	113,859	117,843	117,915	115,170
国際青年会館	目標	20,600	20,600	20,600	20,600
	実績	17,780	22,025	22,140	24,618

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

運営補助を行うことにより、維持管理及び施設の老朽化への対応を適切に行うことができた。

(参考) 利用者数の推移

(人)

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
青少年野外活動センター	実績	68,153	60,561	63,310	57,441

第5 課題及び課題への対応

1 青少年教育施設の管理運営

平成27年度においても、各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。

また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターについて、建て替え検討という課題があり、引き続き中央公園内の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、適時に青少年のニーズ把握等を行う。

三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターについて、平成26年8月20日の豪雨災害により被災した箇所の復旧工事を的確に行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

キ ひきこもりがちな青少年への支援

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上概ね30歳程度まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供する。

第2 前年度における課題等

参加者の状態に応じたきめ細かい支援と、より質の高い体験活動ができるよう受入施設等との連携を一層密にするとともに、自立に向けた支援ができるよう委託先等との連携・調整を図る。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 青年長期社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSSに委託して実施した。参加者は公募によるひきこもりがちな青少年10名であり、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、1人当たり年間20回の社会体験活動への参加の機会を提供し、参加者のうち9名に前向きな変化が認められた。

2 研修等の実施

参加者を対象に、事前に活動場所や活動内容について説明するとともに、対人関係トレーニング等を実施した。また、スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、事前にひきこもりについての理解と支援の在り方、参加者への具体的な支援方法等についての研修を実施した。

3 活動報告書の作成・配布

活動報告書を作成し、ひきこもりがちな青少年の支援や相談を実施している関係の学校、団体及び機関等に送付した。

(参考) 社会体験活動等への参加状況とその結果の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数	10人	10人	10人
1人当たりの平均参加回数	19.8回	18.5回	19.7回
前向きな変化が認められた参加者数	10人	9人	9人

第4 管理・執行状況に関する評価

受入施設、委託先等との連携・調整を図るとともに、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行った結果、参加者の多くに前向きな改善が認められ、参加者の自立を促進することができた。

第5 課題及び課題への対応

引き続き、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、受入施設等との連携を密にするとともに、自立に向けた支援ができるよう委託先等との連携・調整を図る。

ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換しあうことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることにより、グローバル人材の育成を図ることを目的に、青少年の平和貢献活動についてのディスカッション等を実施する（派遣と受入を交互に実施）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平和学習、意見発表会等を実施する（派遣と受入を交互に実施）。

第2 前年度における課題等

1 青少年国際平和未来会議

参加者は本事業終了時に未来会議議長からヒロシマ平和未来大使として委嘱され、事業終了後も各都市で平和貢献活動を継続することとなっているが、都市によって事後活動に差が見られることが課題である。

このため、帰国後の活動の情報を収集し、共有しながら、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるよう、ネットワークの構築を図っていく。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

参加者の中には、事業終了後も個人レベルで交流を続ける者や、継続して他の交流事業に参加する者もいるが、この事業での経験がさらに活かされるような方策を検討する必要がある。

このため、参加者に対して他の国際交流事業の情報を提供するなどして、発展的な事後活動を促進していく。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 青少年国際平和未来会議

広島市の青少年をバンコク都に派遣し、姉妹・友好都市等6都市から総勢51名の青少年・指導者と共にタイの文化施設やクワイ河鉄橋等の戦跡を見学する中で、青少年による平和貢献活動について意見交換を行った。

参加者の事業参加後の感想を報告書にまとめて配付することにより、事後活動の継続を促した結果、本市とボルゴグラード市青少年によるテレビ会議やバンコク都青少年によるNPTにおける発表等につながった。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

大邱市から青少年・指導者25名を受け入れ、平和学習、学校訪問、ホームステイ等を通じて交流を深めた。また、班別にテーマを決めて意見交流し、発表会を行った。

事後研修会において、「大邱の日」のボランティアへの参加を勧めるなど、交流の継続を促した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 青少年国際平和未来会議

姉妹・友好都市等や本市の青少年が友情と相互理解を深め、青少年の平和貢献活動についてのディスカッション等を通して世界平和への意識を高めることができた。

参加者は事業参加後も各都市で平和貢献活動を継続することとなっているが、都市によっては事後活動に対する理解に差があるため、事後活動の差の解消には至らなかった。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることができた。

また、事業後も、両都市の青少年がSNSを利用して交流を継続したり、広島市の青少年が「大邱の日」のボランティアに参加したりしている。

第5 課題及び課題への対応

青少年国際平和未来会議については、都市によって事後活動の展開に差が見られるという課題があるため、帰国後の活動の情報を収集し、共有する必要がある。このため、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるよう、引き続きネットワークの構築に取り組む。

広島市・大邱広域市青少年交流事業については、参加できる市の行事の情報を提供するなど、引き続き事後活動を促していく。

3 その他の主な事務

(1) 調査統計及び広報に関すること

ア 調査統計

第1 事務の目的・概要

1 学校基本調査

統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査であり、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）及び私立学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、専修学校、各種学校）を対象に、毎年5月1日時点の学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況等について調査を行っている。

2 地方教育費調査

統計法に定める一般統計調査であり、学校教育及び教育行政等のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）を対象に、直近の会計年度の支出項目別・財源別教育費等について調査を行っている。

3 公立学校基本数報告

国公立学校に関する基本的事項及び国公私立学校で前年度末に中学校、高等学校及び特別支援学校を卒業した者の進路について、その状況を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、広島県が毎年実施している。

本市では、前記1の学校基本調査とあわせて調査を行っている。

第2 前年度における課題等

正確かつ期限内の報告に努める必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

1 学校基本調査

本市では、4月から5月にかけて調査を行い、5月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成26年8月に速報値を、同年12月に確定値を公表した。

2 地方教育費調査

本市では、6月から8月にかけて調査を行い、9月に広島県を通じて文部科学省に報告した。その結果について同省が平成27年12月頃に公表する予定である。

3 公立学校基本数報告

本市では、前記1の学校基本調査とあわせて調査を行い、5月に広島県に報告した。その結果について同県が平成26年8月に速報値を、同年9月に確定値を公表した。

第4 管理・執行状況に関する評価

本市では、それぞれの調査について、文部科学省又は広島県の依頼に基づき、期限内に報告を行った。

第5 課題及び課題への対応

引き続き、正確かつ期限内の報告に努める必要がある。

なお、統計調査の記入要領ではわかりづらく、学校からの問い合わせが多いいため、記入要領を補足する参考資料を送付することを検討する。

第1 事務の目的・概要

教育委員会のホームページ（市のホームページ。http://www.city.hiroshima.lg.jp/）では、本市教育における施策、取組及び統計情報等を16項目（①お知らせ・募集、②教育行政の概要、③教育に関する計画等、④学校案内、⑤学校教育の推進、⑥特別支援教育、⑦就園・就学の援助、⑧学校経営・支援、教職員、⑨活力ある青少年の育成、⑩相談・手続、⑪広報、情報公開、⑫資料・統計、⑬教育センター、⑭リンク、⑮よくある質問と回答、⑯学校の取組）に分類して掲載した。

第2 前年度における課題等

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツ掲載箇所を見直し、より分かりやすいホームページとする必要がある。

第3 平成26年度における管理・執行状況

ホームページに新着の情報をトピックスとして掲載するとともに、広島市教育基本振興計画や学校案内、ひろしま型カリキュラム等の本市教育に関する取組、「園児・児童・生徒数」（学校基本調査集計データ）、「教育委員会議」の日程のお知らせ及び会議録、「教職員採用試験」の日程や志望者状況等の本市教育に関する調査結果、募集情報を掲載した。

第4 管理・執行状況に関する評価

教育委員会のホームページについては、ジャンルの整理に取り組んでいるものの、コンテンツによっては、掲載箇所が閲覧者にとって分かりづらいところもある。

第5 課題及び課題への対応

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツを見直すことにより、より分かりやすいホームページとする。

また、先進都市の事例を調査することなどにより、本市の教育の現況をわかりやすく発信するための情報提供のあり方について検討する。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成26年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
1	平成26年4月15日	5人	5人	1 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果公表について（報告） 2 平成25年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施について（報告） 3 訴訟について（報告）
2	5月15日	6人	2人	1 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第14号） 2 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第15号） 3 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第16号）
3	6月5日	6人	1人	1 広島市立学校児童生徒数等（平成26年5月1日現在）について（報告） 2 平成27年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について （1） 平成27年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針（議案第17号） （2） 平成27年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針（議案第18号） （3） 平成27年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第19号） 3 平成27年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第20号） 4 訴訟について（報告） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について （1） 広島市いじめ防止対策推進審議会条例の制定議案に対する意見の申出について（代決報告第11号） （2） 平成26年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第12号）
4	7月9日	6人	2人	1 平成26年度「ゆかたできん祭」における暴走族等

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				の状況について（報告） 2 平成 26 年度専門家評価（専門家による第三者評価）について（報告） 3 広島市立阿戸幼稚園の廃止について（議案第 21 号） 4 「広島市いじめ防止対策推進審議会」委員の任命について（議案第 22 号）
5	8月27日	6	0	1 平成 25 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 2 平成 27 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 3 教職員の人事について（議案第 23 号・第 24 号） 4 教職員の人事について（代決報告第 13 号） 5 平成 26 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 25 号） 6 平成 27 年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第 26 号） 7 平成 27 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第 27 号） 8 平成 27 年度から使用する広島市立小学校用教科書の採択について（議案第 28 号）
6	9月12日	5	2	1 平成 26 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市まちづくり市民交流プラザ条例等の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 14 号） (2) 平成 26 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 15 号） (3) 専決処分の承認議案に対する意見の申出について（代決報告第 16 号） 3 「新しいタイプの高等学校の整備に係る基本構想」について（議案第 29 号） 4 広島市立小河内小学校の廃止について（議案第 30 号） 5 委員長選挙について（その他） 6 訴訟について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				7 広島市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 31 号） 8 広島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について（議案第 32 号） 9 広島市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について（議案第 33 号）
7	10月9日	6	2	1 平成 27 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 26 年度 9 月補正予算議案（追加送付分）に対する意見の申出について（代決報告第 17 号） 3 平成 27 年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第 34 号） 4 訴訟について（報告） 5 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 35 号）
8	10月30日	5	0	1 教職員の人事について（議案第 36 号）
9	11月26日	6	2	1 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 2 平成 26 年 11 月の「子ども安全の日」について（報告） 3 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 37 号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 18 号） (2) 広島市立公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 19 号） (3) 公の施設の指定管理者の指定議案に対する意見の申出について（代決報告第 20 号） (4) 平成 26 年度 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 21 号）
10	12月24日	5	1	1 平成 27 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 平成 26 年度「えべっさん」における暴走族等の状況について（報告） 3 平成 26 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				4 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第38号） 5 教職員の人事について（議案第39号）
11	平成27年 1月29日	6	1	1 平成27年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 少年サポートセンターひろしま（仮称）の設置について（報告） 3 平成26年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成26年度2月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第1号） (2) 平成27年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） (3) 広島市教育委員会委員定数条例等の一部改正議案及び広島市職員定数条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第3号） (4) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第4号） (5) 広島市こども図書館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第5号） 5 小学校の整備について（議案第1号） 6 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第2号） 7 教職員の人事について（議案第3号～第5号）
12	2月10日	5	0	1 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に対する意見について（議案第6号） 2 教職員の人事について（議案第7号）
13	3月6日	6	2	1 五日市地区学校給食センターの建替えについて（報告） 2 平成26年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告） 3 博物館の登録に関する規則の制定について（議案第8号） 4 事務局職員の人事について（代決報告第6号） 5 訴訟について（報告） 6 教職員の人事について（議案第9号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
14	3月26日	6	2	<p>1 広島市教育委員会規則の一部改正等について (1) 広島市教育委員会会議規則等の一部改正等（議案第10号） (2) 広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定（議案第11号） (3) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正（議案第12号） (4) 広島市教科用図書採択審議会規則の一部改正（議案第13号） (5) 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正（議案第14号） (6) 広島市立幼稚園園則の一部改正（議案第15号） (7) 広島市こども図書館条例施行規則の一部改正（議案第16号）</p> <p>2 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第17号）</p> <p>3 平成27年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）</p> <p>4 教職員の人事について（代決報告第7号）</p> <p>5 事務局職員等の人事について（議案第18号）</p>
開催回数 14回		計（延） 79人	計（延） 22人	議案：44件、代決報告：18件、報告：25件、その他：1件 議題件数 合計 88件

(注)「代決報告」……緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

(2) その他の主な活動

ア 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 26 年 4月	開校式への出席	広島中等教育学校開校式及び入学式に出席した。(5名)
	入学式への出席	幼稚園3園、小学校2校、中学校3校、高等学校1校、特別支援学校1校の入学式に出席した。(延べ10名)
5月	第1回広島県の教育を語る懇談会	広島県教育委員会が開催した広島県の教育を語る懇談会に委員長が出席し、意見交換を行った。(1名)
	学校訪問	福木幼稚園を訪問し、施設と園児の保育の状況を視察するとともに、学校協力者会議委員との意見交換を行った。(6名)
6月	第1回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第1回会議(熊本市で開催)に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2名)
	学校給食センター訪問	五日市北地区学校給食センターを訪問し、施設と調理の現場を視察するとともに、所長等との意見交換を行った。(6名)
7月	広島県女性教育委員グループ第1回研修会	県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(2名)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(6名)
	県・市教育長会議	県市の教育長が出席し、意見交換を行った。(1名)
	留守家庭子ども会訪問	留守家庭子ども会を訪問し、運営の現場を視察するとともに、館長等と意見交換を行った。(6名)
8月	第2回広島県の教育を語る懇談会	広島県教育委員会が開催した広島県の教育を語る懇談会に委員長が出席し、意見交換を行った。(1名)
10月	都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会	全国の都道府県・指定都市教育委員会の新任の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1名)
	学校訪問	阿戸小学校・阿戸中学校を訪問し、9年間一貫教育の状況を視察するとともに、認定こども園開園のために増改築中の阿戸幼稚園の状況を視察した。(5名)
11月	広島県女性教育委員グループ第2回研修会	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(2名)
	広島県市町教育委員会教育委員研修会	広島県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(2名)
	学校訪問	広島特別支援学校を訪問し、「第54回全国学校体育研究大会ひろしま大会」に向けての体育等の公開授業を視察した。(5名)
	第3回広島県の教育を語る懇談会	広島県教育委員会が開催した広島県の教育を語る懇談会に委員長が出席し、意見交換を行った。(1名)

時 期	区 分	概 要
平成 27 年 1月	広島市成人祭	成人祭に出席した。(6名)
	青少年センター訪問	青少年センターを訪問し、施設を視察するとともに、館長等との意見交換を行った。(4名)
	学校訪問	己斐上中学校を訪問し、言語・数理運用科の授業を視察した。(4名)
	広島県女性教育委員グループ第3回研修会	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3名)
	食育プロジェクトホステセッション視察	「おいしい！楽しい！広島らしい！食」の食育プロジェクトのポスターセッションを視察した。(5名)
	民間放課後児童クラブ等訪問	民間放課後児童クラブ及び近隣の児童館留守家庭子ども会を訪問し、運営の現場を視察した。(5名)
3月	卒園式、卒業式への出席	幼稚園5園、小学校6校、中学校5校、高校学校4校及び特別支援学校1校の卒園式及び卒業式に出席した。(延べ25名)
	閉校式への出席	小河内小学校の閉校式に出席した。(6名)

イ 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成26年度に行った主なものは、次のとおりである。

- ・8月19日からの豪雨災害の概要について
- ・教育委員会制度改革の概要について
- ・学校経営活性化に関するモデル校における取組（土曜日授業等）について
- ・広島市教育振興基本計画の「主な取組」の更新について
- ・青少年交流事業について
- ・平成26年度「電波の日・情報通信月間」表彰の受賞について
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案について
- ・民間放課後児童クラブ運営団体の公募について
- ・子ども・子育て支援新制度に係る対応等について
- ・広島市通学路安全連絡会議
- ・五日市地区学校給食センターの建替えについて
- ・教科書採択について
- ・新しいタイプの高等学校設置に係る基本構想（案）について
- ・特別支援教育におけるタブレット端末に係る調査・研究事業（1年目）の今年度の取組状況
- ・「いじめ撲滅プロジェクト」実施報告について
- ・広島市スクールカウンセラー活用事業について

(参考) 2 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害における教育委員会事務局の対応

- (1) 災害発生から学校再開までの間の主な対応状況は、次のとおりです。
- ア 関係部署と協議を行い、授業開始に向けた教育環境整備のために取り組んだ。
 - イ 学校支援のため派遣した指導主事や学校経営アドバイザーが、現地で学校長等の相談に乗るとともに、事務局とのパイプ役を果たした。
 - ウ 職員が現地に赴き被害が発生した学校、給食センター、児童館等の応急措置を行った後、全面復旧に取り組んだ。
 - エ 学校とともに通学路を確認し、安全確保に向けて取り組んだ。
- (2) 学校再開以降の主な対応状況は、次のとおりです。
- ア 県教育委員会と協議しながら教職員の加配を行った。
 - イ 9月議会で補正予算を計上し、避難所となっている学校を中心にスクールカウンセラーを加配した。

(参考) 学校の授業等開始状況

	当初予定日	授業開始日	給食開始日
梅林小学校	8月29日	9月8日	9月8日
八木小学校	8月28日	9月1日	9月2日
緑井小学校	8月28日	9月1日	9月1日
山本小学校	8月27日	8月27日	9月1日
長東小学校	9月1日	9月1日	9月1日
可部南小学校	8月27日	8月27日	9月1日
可部小学校	8月28日	9月1日	9月1日
三入小学校	9月1日	9月1日	9月1日
三入東小学校	8月25日	9月1日	9月1日
大林小学校	8月28日	9月1日	9月1日
口田東小学校	8月28日	8月28日	9月1日
真龜小学校	8月29日	8月29日	9月1日
亀山南小学校	9月1日	9月1日	9月1日

※ 避難者数が市で最大となった平成 26 年 8 月 22 日 18 時現在に避難者がいた学校を抜粋。

※ 当初予定日は、当初授業開始を予定していた日。

(参考) 被害状況

(1) 災害による児童生徒の死亡者数

小学生 1名、中学生 1名

(2) 教育委員会所管施設の被害状況（教育委員会調べ）

	施設数	被害概要
幼稚園	3 園	浸水等 1 園、電気系統障害 2 園
小学校	18 校	土砂流入出 3 校、浸水等 3 校、建物損壊 1 校、電気系統障害 11 校
中学校	8 校	法面崩壊等 3 校、土砂流入出 1 校、電気系統障害 4 校
高等学校	2 校	法面崩壊等 1 校、建物損壊 1 校
学校以外の施設	4 施設	法面崩壊等 2 施設、浸水等 2 施設

登録番号	広X1-2015-322
名 称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL: 504-2463
発行年月	平成27年9月